

第六回国会 大蔵委員会 議録 第十三号

昭和二十四年十一月十九日(土曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 大上 司君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君
理事 前尾 繁三郎君 理事 川島 金次君
理事 荒木 萬壽夫君 理事 林 百郎君
理事 早稲田 柳右エ門君

江田 斗米吉君 佐久間 徹君
塚田 十一郎君 中野 武雄君
西村 直巳君 三宅 則義君
山口 六郎次君 田中 織之進君
松尾 トシ子君 宮腰 喜助君
河田 賢治君 中村 寅太君
中野 四郎君

出席政府委員

大蔵大臣 池田 勇人君
大蔵政務次官 水田 三喜男君
(主税局長) 平田 敬一郎君
大蔵事務官 高橋 衛君
国税庁長官 高橋 衛君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君

本日の会議に付した事件

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
所得税法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第三三三号)
物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
織物消費税法等を廃止する法律案(内閣提出第三五号)

第一類第六号 大蔵委員会議録第十三号 昭和二十四年十一月十九日

外国為替特別会計法案(内閣提出第三三九号)
選定公述人の一部変更の件

○川野委員長 これより会議を開きます。

税法に対する質疑を続行いたします。前に、昨日付託されました外国為替特別会計法案を議題として、まず政府の提案の趣旨説明を求めます。水田政務次官。

外国為替特別会計法案

(設置)

第一條 外国為替等(外国為替、外国通貨及びこれに準ずるもの、金地金並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。)及び債権をいう。以下同じ。)の売買及びこれに伴う取引に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理及び運営)

第二條 この会計は、外国為替管理委員会を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第三條 内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わしめる。

第三條 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、

この会計に属する外国為替等を外国為替銀行(外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和二十四年政令第三百五十三号)に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行で大蔵大臣の指定するもの(以下「外国為替銀行等」と総称する。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。)、又はこの会計に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。))を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

(資本)
第四條 この会計においては、この法律施行の際外国為替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五條の規定により貿易特別会計から繰り入れる金額及び附則第四項の規定によりこの会計に属するものとされる外国為替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

3 第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金金は、予算の定めるところにより、同特別会計からこの会計の資本に充てられる繰り入れるものとする。
(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)
第六條 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の預入を受け、若しくは借り入れ(借越の契約に基く場合を含む。)、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担で外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて借り入れることができる。

第五條 この会計においては、外国為替等の売却代金、貿易特別会計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による収入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、外国為替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。
(利益及び損失の処理)
第九條 この会計において、毎会計

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

2 第三條第一項の規定による現金の預金及びその拂戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその拂戻金は、この会計の歳入又は歳出とみなして経理するものとする。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。
(利益及び損失の処理)
第九條 この会計において、毎会計

年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(外国為替等の価格の改定)

第十一條 この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において外国為替相場(外国為替管理法に基づく外国為替相場取極に関する命令(昭和十六年大蔵省令第七十九号)第一條の規定により大蔵大臣が指定する外国為替相場をい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額とする。)により改定するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに

に、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入並びに一時借入金及び融通証券)

第十四條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(起債、償還等の事務)

第十五條 前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十六條 第十四條の規定による一

時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(會計の運営に關する事務の委託)

第十七條 外国為替管理委員会は、この会計の運営に關する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替等の買取及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支について適用する。

(支出未済額の繰越)

第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみなす。

(金銀地金の取得)

第十九條 この会計において取得する金銀地金は、外国為替の取引上必要なものに限る。

(実施規定)

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

2 この法律施行の際、外国為替資金に属していた資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。

3 前項の規定によりこの会計に帰属する資産のうち、現金については、この会計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外国為替銀行に對する預金については、拂戻の都度この会計の歳入に組み入れるものとする。

4 連合国最高司令官總司令部の勅令に属する外国為替等に係る權利義務その經理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところにより、この会計に属するものとして取り扱う。

5 貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「米國對日援助物資の取得及び処分並びに外國為替等(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」に對する運用等を」と並びに米國對日

援助物資の取得及び処分」に改める。

第二條但書を削る。

第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外國為替等に運用する等のため、この会計に外國為替資金を置く。」を「清算勘定に区分する。」に改める。

第四條第一項中「この勘定において取得した外國為替等」の下に「(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」を加え、「外國為替資金への繰入金」を「外國為替特別會計への繰入金」に改める。

第五條中「(外國為替資金の管理に係るものを除く。)」を削る。

第六條の二及び第十條の二を削る。

第十二條第二項第三号から第五号までを削る。

外國為替資金設置の日から同資金廃止の日までの分に係る改正前の貿易特別會計法第十二條第二項第三号から第五号までに規定する書類は、外國為替特別會計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に添附するものとする。

7 外國為替資金廃止の際改正前の貿易特別會計法第六條の二第二項の規定により同資金補足のため繰替使用していた同庫余剰金は、第十四條第二項の規定により外國為替特別會計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外國為替特別會計の歳出とする。

8 金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(買上を行う會計)

第六條 第一條及び前條の規定による買上は、外国為替特別會計において行う。

9 外国為替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)に規定する外国為替資金(以下「外国為替資金」という。))を「外国為替特別會計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外国為替資金を「外国為替特別會計」に改める。

10 外国為替管理委員會令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることが出来る。」に改める。

○水田政府委員 外国為替特別會計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといひます趣旨は、政府の行う外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理を、他から区別して明確にしようとするものであります。すなわち現在、貿易特別會計に外国為替資金を設置し、同資金の運用として外国為替、外国通貨等の売買その他の取引を行っているのですが、今回外国為替資金を廃止いたしまして、新た

に外国為替特別會計を設置し、外国為替等の売拂い代金、外国為替銀行に対する貸付金の償還金、及び付屬雑収入等をもつて歳入とし、外国為替等の買取り代金、外国為替銀行に対する貸付金、外国為替の管理に要する事務取扱費等をもつて歳出とし、政府の行う外国為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に関する経理の全体を明らかにすることとしたし、これに伴う所要の措置を規定いたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 次に前会に引き続き税法三案に対する質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 質疑をする前に、私の方から資料を正式に要求して、速記録に載せておきたいと思ひます。後ほどこれはまた私の方で書いてあるのをお渡しいたしますが、第一に、昭和二十五年年度の国民所得の計算の基礎となつてゐる賃金の指数、雇用の指数、物価の指数、生産の指数であります。第二には、生計費の中に占めてゐる公定

これが一つと、それから古いものとOPIの計算基準によつて、昭和二十三年六月から最近までの指数、これを各月別に新しい基準によるものはさかのぼつて古い基準によつて、最近までの月別のものを要求したいと思ひます。四として、新しいOPIに基く実質賃金の指数、それから古いOPIに基く実質賃金の指数、これを昭和二十三年の六月から最近までのものを月別に願ひたいと思ひます。

五として、政府の新しくつくつたOPIとものとOPIに基くOPIの生計費、それから品目別の指数をお願いしたいと思ひます。品目別の内訳は住居費、飲食費、衣服費等であります。これは昨昭和二十三年の六月から最近まで月別のものを要求します。

六として、物品税の改訂とそれから織物消費税の廃止と、清涼飲料税の廃止に伴う課税対象物資の生産庫出し金額、徴税の予定額、徴税実績額、これは法人、個人別に願ひます。これを終戦直後から最近まで毎年度四半期分。七として、昭和二十三年四月以降最近までの勤労所得税の徴税見込み額、徴税実績額、これは四半期ごと、人員は階層別に算出したもの。

八として、これは政府が政府の数字で準備しておるようであります。補給金の廃止による物価改訂に伴う物価の上昇指数、それから消費財、生産財に対する現在までの上昇指数と、今後の変動の見通し。

九として、昭和二十四年度の補正予算に計上された勤労所得の増徴分の階層別、すなわち人員の内訳。十として、昭和二十四年度補正予算の自然増収分の法人税のうち、過年度の徴収分、それから脱税を摘発してとつた分、それ以外の分、これをそれぞれ左記の資本金額別に算出したものを提出してもらいたい。資本金額は百万円以下からのもの、それから一千万円以下のもの、一億円以下のもの、この順序で計算してもらいたい。

十一として、昭和二十四年度の年末更正決定における申告所得税——昭和二十三年の決定額を基準にした申告所得税の修正申告の期待倍率、更正決定の実施と予定倍率を各税務署別、業種別に提出してもらいたい。

十二として、昭和二十三年以降の各種税金に対する延滞利子の収入額とその使途を、税務署別に各半期ごとに提出してもらいたい。

十三として、終戦後現在までの税金の滞納をどう処理しているかという処理状況を出してもらいたい。これは所得税、財産税、非課税者税、家屋税、取引高税などの件数と金額と年度別税金滞納の処理状況であります。

十四として、終戦以来の各種税別の滞納件数と金額を年度別に提出してもらいたい。

最後に十五として、税金滞納に対する差押え物件の売却件数と金額、それからそれに対する該当税額は幾らであるか。該当税額幾らもの売却して幾らの代金とれたか。これを法人と個人別に、年度は各年度上半期、下半期にして、二十三年、二十四の二年だけでつこうであります。それから右差押え物件の売却済の件数と金額と、未売却の件数、金額との比較、すなわち売却したものと売却しないものとの件数、金額の比率、これだけ要求しておきます。これは大分たくさんで

すから書面で出しておきます。

○平田政府委員 今資料の御要求がありましたものうちで、すでにあるものもあると思ひます。それから今後相当時間を経てつくりなれば、できないものもあると思ひます。また事柄によりまして、ちよつと調製がなかなか困難なものもあるようでもあります。私どもとしましては、その期日を考へましてできる範囲において出しますから、御了承願ひます。

○林(百)委員 もちろんどうしてもできないものをむりに出せとは言ひませんが、この法案が通つた後でもいつころから、いすれ出してもいい。この法案の審議前にどの程度のものでできますか、これもひとつあなたの方から知らせてもらいたいと思ひます。

次に質問いたしますが、これはすでに大蔵省の方で数字が出て、各委員會で問題になつてゐる点だと思ひます。が、補給金の改廃に基く物価の値上りと、それからこのたびの減税による勤労所得に対する減税額とが、実質的に勤労者の生活にどう影響して来るかという点について、政府の考へをお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 今回の税制におきましては一方で所得税の減税、間接税の廃止、軽減があるわけでありまして。他方におきましては、御承知の通り貨物運賃が値上りになり、それから主食等が値上りになり、その他補給金の廃止に伴つて値上りになるものがあります。この計算は、考へ方によりましていろいろな計算方法はあるわけですが、私どもは一応間接税が減つたことによりまして、それだけ物価はおおむね下る。それを反対に運賃の値

上り等によりましてやはり物価が上つて来る。それで主食や配給品の値段は当然上る。やみの動きがどうなるか、これは相当問題でありまして、むしろやみとしては相当下る方向だと思ひますが、そういう分は除きまして、直接に動く分だけを計算いたしました資料だけを申し上げたいと思ひます。あとはいろいろ御意見によりまして、適当にお考え願ふことはけっこうだと思ひますが、そういう判断で計算いたしましたものを申し上げますと、まず年収が五万円くらいの独身者の勤勞所得者の場合は、現在に比べまして大体〇・七一％くらい差引き手取りが増加する。生計費の負担が軽くなるという計算が出るようであります。それからまた年収十萬円の夫婦者の場合は、大体二・三六％くらい生計費の負担が下る。年収十五萬円くらいの夫婦及び子供二人くらいの世帯でありますと、差引きいたしまして三・九三％くらい生計費の負担が下る、こういう計算を一応つくつております。ただこれは運賃の値上げによりまして、最終消費者価格にどういふふうに見られて来るか。あるいは間接税の廃止によりまして、最終消費者価格がどのくらい動くか。これはいろいろ見方がございしますので、なお見方につきましてはいろいろ検討いたしておりますが、今申し上げましたように、一応減税によりまして税金分だけ物価が下るし、反対に運賃の値上り等によりまして物価が上る。こういう前提で計算いたしますと、今申し上げましたようなことになりまして、大体の傾向としてはかようなこととに相なるのではないかと思つております。

○林(目)委員

たとえ扶養家族五人で八千五百円から九千円の者が、今度の税改革によつて月に三百五十五円軽減負担になる。その点はどうか。ちよつと数字を……

○平田政府委員

今のお話、どういふ趣旨でありますか、あまり例外的なこととは計算してないのですが、月収一万円と奥さんと子供二人の場合ですと、三・五三％くらい負担が下る、こういう計算であります。

○林(目)委員

金額にしてどのくらいになりますか。

○平田政府委員

所得税だけでありますと、月収一万円と奥さんと子供四人の場合は、三百九十五円下る。現在は八百九十五円の負担が、改正案によりまして五百円になりまして、三百九十五円下りますから、所得税は四割四分だけ減税になる、こういう計算になります。

○林(目)委員

月収九千円ならどうですか。

○平田政府委員

九千円は計算が今手元にございせんが、八千円の場合ですと、現在は四百二十五円の負担ですが、改正案によりまして、四十五円だけになりまして、軽減が三百八十円になります。ほとんど八割九分減税になります。

○林(目)委員

これは国会から出ておる統計の提要でありますが、家族四・六人で昭和二十四年の六月の主食の生計費が三千四百七十四円になつております。これが来年度一月から一・一割の値上りになり、消費者価格が上るといふことは明らかである。そうすると少くとも家族四・六人の人の生活費は、主食の費用だけでも大体一箇月三百八

十円くらい上る。これは一つの要素であります。主食の値上りだけでも、月収八千円から九千円、一万円の階層の者にとつては、今度の所得税の税率の軽減では大した実質的な影響がない。むしろ負担増になるという数字がわれ／＼の数字では出て来ておるわけですが、この点でわれ／＼としては、今度の税制の改革がむしろ中以下の勤勞所得者に対しては負担が重くなる。税の数字だけから言へば、今平田局長の言うように下るようになるけれども、あるいは主要食糧の値上り、こういう要素を入れて行くと、実質的な生活の面に及ぼす影響は、かえつて負担が重くなるという数字が出て来る。これについて聞きたい。

○平田政府委員

今林さんの御数字に出ましたが、二つの点が御検討を要するのではないと思ひます。一つは間接税の引下げによりまして大衆には相当好影響があると思ひます。それをどう見ているのかという点が第一点。第二点は主食全体を見ておるのですか。配給分だけしか見ていないのですか。実際の家計費に現れました主食費には両方あると思ひますが、その辺をどう見ておられるか。それによつて数字が大分違つて来ます。

○林(目)委員

私の方の数字から申しますと、主食ということはおもに配給の米の消費者価格ですら一割上つておる。あなたの方は今言つたように間接税による値下りということを言ひます。これは間接税の点でまたあなたの方にお聞きしますが、今度の間接税の引下げで全然免税の品目の中では、生活に最も切実なものに対してはそう値

下りがない。われ／＼はそう解釈しております。かりにそれがあつてとしても、しからば補給金の廃止に基く電力あるいは基礎物資に対する値上りの要率、これを入れて行つたらあなたの方の数字はどうなるか。これは私どもの独断でありません。たとえば東洋経済の今年度の十月二十九日発行のものを見ましても、シャープ勧告とこのたび政府の出した所得税の改正法案によつても、下層の所得者階層に対しては、かえつて負担が増加するという数字がはつきり出ておるのであります。この点について政府の考えをもう一度お聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員

ただいま間接税の改正につきまして、下層にはあまり響かないというふうな御意見であります。これはまたつたく見解の相違でありまして、今度の間接税の改正は、まつたく必需品のものを除外するという考え方から出ておるのであります。取引高税は大体生計費に全面的に影響するのですが、これを廃止しておる。主食にはほとんど課税してありません。主食以外の物価は取引高税の廃止によりまして非常に好影響があります。これは取引高税の創設に關しまして、おそらく林さんはまさに反対の御主張をなさつたところだと思ひますが、これを撤廃した。もう一つ織物消費税、たとえば絹織物等に課税しておりますが、これも全然廃止する。それから物品税におきましても、たとえば茶だとかかつおぶしだとか、その他大体必需品的な性質の強いものを、課税から排除いたしております。それからマツチの税率も三分の一に落してあります。そういうような意味で今度の間接

税はまさに必需品的なものに対して、極力考えようという趣旨でできております。これが大衆の家計費に響かないという考え方は、とんでもない見解の差だと思ひます。私も大いにいい影響があると考えております。それからもう一つ家族の多い人は主食に相当費用がかつておる。これはまつたその通りですが、O.P.S等の実際の統計によりまして、現在の配給の事情のもとにおきましては、やはり配給以外の食糧をむりをして買つておられるやうです。配給以外の食糧は、数量から申しますとそう多くはございせんが、やみ価格が高いために、家計費の支出から申しますと相当な額になつておる。この方は御承知の通り食糧の輸入の増加等によりまして、やみはむしろ下りぎみにある。最近新聞紙に出ました統計によりまして、主食のやみ価格は下りつつある。おそらく今度の予算が通過しまして食糧の輸入が現実に行われますならば、農林大臣が言つておられますように、米麦だけの二合七勺の配給も可能であるという見通しでありまして、そうなりますと、なおさらやみは下つて来るのではないかと。主食の配給の価格が上りますけれども、それによりまして影響はさういふものと比べますと、結局減税その他がありまして、差引しますと先ほど私が申し上げましたように実質的には確かによくなる、かように私も思つております。

○林(目)委員

平田主税局長によりまして、このたびの所得税の改正によつて、実質的には勤勞者の生活がかえつてよくなるというふうなお話でありましたが、たとえばわれ／＼の方の数字に

よりますと、主食、魚、ガス代、電気代、家賃の値上げ、それから鉄道貨物運賃値上げによるはね返り、こういう要素、またこのほかに一つ大きな要素があります、これは局長が言っておられないだけども、われ／＼はその点もあとで聞きたいと思ひます

○平田政府委員 四月以降実行の見込みでありますところの資産の再評価、あるいは地方税の増徴、そういう問題は確かにさらに要素として検討すべき問題の一つだと思ひます。しかしながらまだ具体的にいつききまづておりませんので、まだ精密な数字をもつて申し上げるところまで至っておりませんが、大体におきまして家族の多い世帯におきましては、この場合におきましても相当する。やはり彼此相殺いたしまして、結局におきましてはそれらの月収一万円、家族が二人とか三人、四人というくらいのところは、所得税の改正その他を通じて考えますと必ず下る、かように考えます。

○林(百)委員 その点は局長がそうおっしゃるなら、だん／＼次の材料からその意見をさらにただして行きたいと思ひますが、次の問題として、本年度の所得税の自然増徴の中に、源泉徴収の分としての自然増徴が百四十九億五千万円ありますが、この内容はどういふところから源泉徴収、ことに勤労所得に対して自然増が現れて来たか、その点をお聞きしたい。

○平田政府委員 これはまづたく最近の勤労所得税の徴収実績によりまして計算した数字でありまして、当初の見込みと比較いたしまして、勤労所得税の収入は非常に順調でございます。この理由は、おそれる当初の予算で見込みましたものよりも、若干賃金が上つたのが大きな原因だと思ひますが、今度歳入予算を計算しました根拠を若干申し上げますと、昭和二十四年の四月から八月までの徴収のこまかい実績であり

ますが、これは五百十億になつております。それからこれも正確な統計であります、八月一箇月分の徴収額が百十三億になつております。今後九月以降は大体賃金は横ばいと思ひまして、八月の百十三億の分を九月から三月まで入つて来ると思ひまして計算しますと、七百九十三億という数字が出まして、それにさらに年末には若干民間では賞與がありますから、賞與を二〇％と見ますと、その税額が三十七億円。それから大体毎年四月におきましては、前年度分の若干ずれて入ります分がございますが、それを一〇％と見て十一億円、災害等によりまして少し減免がありまして、これが四千七百五十一億円、差引きまして結局千三百五十一億円くらいの収入になる。当初予算に比較しまして百四十九億の増加であります。これは今申しましたように、まづたく最近の実績に基きまして、賃金を横ばいと思ひまして計算した数字であります。それに対して今度の税法の軽減によりまして五十六億六千万円だけ減収になりますので、それを差引きまして千二百九十四億円というものを、補正予算の予算額として計上いたしましたわけでございます。

○林(百)委員 そうすると結局勤労所得に対する自然増徴は、局長の話によりまして、名目賃金が上つて、それに基づく予想以上の増徴があつたと解釈していいの。あるいはそのほかの要素があると思へるか。その点をお聞きしたい。

○平田政府委員 名目賃金と実質賃金というのは、結局貨幣賃金と貨幣購買力と申します、物価の状況とかみ合せて出て来る概念でありまして、私どもはそこまでこの点に対して議論する必要はないと思ひます。私どもが計算しましたのは要するに貨幣賃金、この賃金が上つて来てる。その結果増収になつておる。そういうことだけでこの歳入の説明は十分だと考えております。

○林(百)委員 七月、八月に官吏の行政整理がありましたが、この行政整理の退職金に対しても課税されたのかどうか。もし課税されたのであればその金額は、退職金全部が幾らで、それに対して課税額は幾らかということがわかれば説明してもらいたい。

○平田政府委員 官吏の退職金だけを別にして調べまして計算したものはございせん。

○林(百)委員 そうすると官吏の退職金が七月、八月に予想せざる状態として出た。これも自然増の一つの要素として入れられておるか。

○平田政府委員 その後の計算によりまして毎月の収入を見ましても、先ほど申しました八月の数字と大体同じようなことになつておまして、八月の数字をもとにするとはきわめて適切なものだと思へております。

○林(百)委員 そうすると官吏の退職金は入つていないのか、そこをばつきり言つてもいいか。それが入つていなくても自然増があつて、しかも今後その趨勢が進んで行くということになるならば、相当名目賃金の上昇があると思へなければならぬが、そういう見込みがあるのかどうか。あな

○平田政府委員 退職金等も、課税になつた分は全部今までの実績の中に入つております。

それから八月の実績をもとにしてその後の趨勢を見たのでありますが、九月、十月の大体概算による実績は出ておりますが、その数字によりまして大差はないので、これをずつと延ばしてみるというところは、きわめて合理的なものだと思へております。

○林(百)委員 そうすると七月、八月の退職金を入れても課税額が相当増額した、その趨勢が十月、十一月も続いておるといふことになりまして、官吏に対する退職金の要素というものは、それがその後首切りがなくなつてもなおふえておるといふ状態がどういふ形で出て来てるか。もしそれがあつたとすれば、やはり首切りがだん／＼続けられておるといふことか。あるいは民間企業の勤労者に対する名目賃金が、あなたのお考えでは上つておるといふことになるか。どちらですか。

○平田政府委員 概算によりまして、八月が百二十二億、九月が百十五億、十月が百二十二億という数字になつております。これは退職金等の分は大して大きなファクターではないと思ひます。大体においてやはり民間の貨幣賃金がどうであるか、ということによつて、影響されておると考えておるわけでありまして、今申し上げました数字は、かようなところから見ましても、しごく妥當な数字だと考えております。

○林(百)委員 そうすると今言つた勤労所得の課税対象額がふえておるとい

よりますと、主食、魚、ガス代、電気代、家賃の値上げ、それから鉄道貨物運賃値上げによるはね返り、こういう要素、またこのほかに一つ大きな要素があります、これは局長が言つておられないだけども、われ／＼はその点もあとで聞きたいと思ひます

○平田政府委員 四月以降実行の見込みでありますところの資産の再評価、あるいは地方税の増徴、そういう問題は確かにさらに要素として検討すべき問題の一つだと思ひます。しかしながらまだ具体的にいつききまづておりませんので、まだ精密な数字をもつて申し上げるところまで至っておりませんが、大体におきまして家族の多い世帯におきましては、この場合におきましても相当する。やはり彼此相殺いたしまして、結局におきましてはそれらの月収一万円、家族が二人とか三人、四人というくらいのところは、所得税の改正その他を通じて考えますと必ず下る、かように考えます。

○林(百)委員 その点は局長がそうおっしゃるなら、だん／＼次の材料からその意見をさらにただして行きたいと思ひますが、次の問題として、本年度の所得税の自然増徴の中に、源泉徴収の分としての自然増徴が百四十九億五千万円ありますが、この内容はどういふところから源泉徴収、ことに勤労所得に対して自然増が現れて来たか、その点をお聞きしたい。

○平田政府委員 これはまづたく最近の勤労所得税の徴収実績によりまして計算した数字でありまして、当初の見込みと比較いたしまして、勤労所得税の収入は非常に順調でございます。この理由は、おそれる当初の予算で見込みましたものよりも、若干賃金が上つたのが大きな原因だと思ひますが、今度歳入予算を計算しました根拠を若干申し上げますと、昭和二十四年の四月から八月までの徴収のこまかい実績であり

ますが、これは五百十億になつております。それからこれも正確な統計であります、八月一箇月分の徴収額が百十三億になつております。今後九月以降は大体賃金は横ばいと思ひまして、八月の百十三億の分を九月から三月まで入つて来ると思ひまして計算しますと、七百九十三億という数字が出まして、それにさらに年末には若干民間では賞與がありますから、賞與を二〇％と見ますと、その税額が三十七億円。それから大体毎年四月におきましては、前年度分の若干ずれて入ります分がございますが、それを一〇％と見て十一億円、災害等によりまして少し減免がありまして、これが四千七百五十一億円、差引きまして結局千三百五十一億円くらいの収入になる。当初予算に比較しまして百四十九億の増加であります。これは今申しましたように、まづたく最近の実績に基きまして、賃金を横ばいと思ひまして計算した数字であります。それに対して今度の税法の軽減によりまして五十六億六千万円だけ減収になりますので、それを差引きまして千二百九十四億円というものを、補正予算の予算額として計上いたしましたわけでございます。

○林(百)委員 そうすると結局勤労所得に対する自然増徴は、局長の話によりまして、名目賃金が上つて、それに基づく予想以上の増徴があつたと解釈していいの。あるいはそのほかの要素があると思へるか。その点をお聞きしたい。

○平田政府委員 名目賃金と実質賃金というのは、結局貨幣賃金と貨幣購買力と申します、物価の状況とかみ合せて出て来る概念でありまして、私どもはそこまでこの点に対して議論する必要はないと思ひます。私どもが計算しましたのは要するに貨幣賃金、この賃金が上つて来てる。その結果増収になつておる。そういうことだけでこの歳入の説明は十分だと考えております。

○林(百)委員 七月、八月に官吏の行政整理がありましたが、この行政整理の退職金に対しても課税されたのかどうか。もし課税されたのであればその金額は、退職金全部が幾らで、それに対して課税額は幾らかということがわかれば説明してもらいたい。

○平田政府委員 官吏の退職金だけを別にして調べまして計算したものはございせん。

○林(百)委員 そうすると官吏の退職金が七月、八月に予想せざる状態として出た。これも自然増の一つの要素として入れられておるか。

○平田政府委員 その後の計算によりまして毎月の収入を見ましても、先ほど申しました八月の数字と大体同じようなことになつておまして、八月の数字をもとにするとはきわめて適切なものだと思へております。

○林(百)委員 そうすると官吏の退職金は入つていないのか、そこをばつきり言つてもいいか。それが入つていなくても自然増があつて、しかも今後その趨勢が進んで行くということになるならば、相当名目賃金の上昇があると思へなければならぬが、そういう見込みがあるのかどうか。あな

○平田政府委員 退職金等も、課税になつた分は全部今までの実績の中に入つております。

それから八月の実績をもとにしてその後の趨勢を見たのでありますが、九月、十月の大体概算による実績は出ておりますが、その数字によりまして大差はないので、これをずつと延ばしてみるというところは、きわめて合理的なものだと思へております。

○林(百)委員 そうすると七月、八月の退職金を入れても課税額が相当増額した、その趨勢が十月、十一月も続いておるといふことになりまして、官吏に対する退職金の要素というものは、それがその後首切りがなくなつてもなおふえておるといふ状態がどういふ形で出て来てるか。もしそれがあつたとすれば、やはり首切りがだん／＼続けられておるといふことか。あるいは民間企業の勤労者に対する名目賃金が、あなたのお考えでは上つておるといふことになるか。どちらですか。

○平田政府委員 概算によりまして、八月が百二十二億、九月が百十五億、十月が百二十二億という数字になつております。これは退職金等の分は大して大きなファクターではないと思ひます。大体においてやはり民間の貨幣賃金がどうであるか、ということによつて、影響されておると考えておるわけでありまして、今申し上げました数字は、かようなところから見ましても、しごく妥當な数字だと考えております。

○林(百)委員 そうすると今言つた勤労所得の課税対象額がふえておるとい

うことは、局長の見解によると、名目賃金がその後どん／＼上つておるのだというふうに解釈してよいのですか。それから今企業整備によつてどん／＼失業者が出ておりますが、そういう要素はそこに全然響いて来ないのか。失業者が出ておつてもなお課税対象額が上るといふのは、よほど名目賃金が上つていなければならぬが、もしそれほど勤労者に対する名目賃金が上つておるといふならば、その数字もわれわれに示してもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 これは最初に予算で見た数字に比へまして、最近の貨幣賃金が相当上つておるといふことでありまして、毎月急激に上つておるとは申し上げておけません。

○林(百)委員 毎月少くとも源泉徴収分として百四十九億もの自然増ができるほど、勤労所得がふえておるといふのだから、よほど大きな要素がなければならぬはずだ。しかもそれが上半期のみでなくて、下半期にもその趨勢が維持されるということになれば、どん／＼首切りが起り失業者が出て来る。しかもわれ／＼から言へば、名目賃金がそう上つておるといふことはあまり聞いておりません。それにもかかわらず課税の対象から言へばどん／＼ふえておるといふこと、これはむしろ実質的な賃金の中へ税金が食い込んでおるのであつて、勤労者の生活が自然にゆたかになつて来て、そのゆたかになつた余力が税金にとられておるといふ形ではなく、非常なむりがあるのだ。ことに上半期としては退職金というやうな要素があつたからだが、その退職金の要素が大したものでなく、その増勢がそのまま下半期にも続

くということになれば、われ／＼は首切りを予想しなければならぬ。あるいはよほどの名目賃金の値上りがなければ、それだけの数字は出て来ない。かように解釈する。

○平田政府委員 最近の賃金の動きを若干申し上げておきますと、大体当初予算で計上した際は、昨年の十一月ごろのベースをもとにしまして計算いたしておるのでありますが、その十一月の全産業の平均賃金が七千二百八十四、十二月は賞與等がありますので九千六十円になつております。一月が八千三百七十一円、これは若干臨時的なものが入つておると思ひます。従いまして二月は下りまして七千九百七十四円、それでもやはり十一月に比へますと七百元ほどの増加になつております。その後は若干波動がありますが、三月は八千三百二十七円、四月は八千五百九十三円、六月が八千二百七十円、七月はさらににもどるまして八千六百九十三円。これは統計局の調査であります。こゝういふ調査がありまして、最初予算で見込みましたものに比へまして、やはり大体一割強上つております。

○林(百)委員 そうするとわれ／＼の方は、退職金その他の要素があり、しかも本年度の下半期には名目賃金ですらそう増額しておらないといふ見解のもとに聞いておりますが、政府側では名目賃金もどん／＼上つておるのだと言われますが、かりに名目賃金があるの言うやうな数字で上つたとしても、それはやはり実質的な生活の必要度から名目賃金が上る。それを名目賃金が上つたからといつて、上半期の増徴率をそのまま下半期に及ぼし

て行くということになれば、実質的な勤労者に対する影響というものは、非常に深刻になると思ひます。そこでさうした数字から離れて、実質的な勤労者の生活状態といふものは、本年度の上半期に比べて下半期はだんだん状態がよくなる。だから上半期でとつただけのものは、下半期でどん／＼とつて行つてもよいのだといふ見解を持つておられるのですか。

○平田政府委員 税金は税法で徴収するわけでありまして、現行税法でこのまま三月まで行くとするならば、これだけ入つて来るということ、大体八月ごろのレベルをもとにしまして計算いたしました。八月までの騰貴率でさらに延ばしたわけではございません。その八月ごろのレベルをもちまして、その後ずつと維持するものとして――若干波動はあるかもしれませんが、計算すると勤労所得はこれくらいになる。かような計算をいたしておるわけでありまして、八月からさらにどん／＼上るといふ計算はいたしておりません。

○林(百)委員 そこが大事なところなのです。あなたの方は、税法できまつてゐるのだから税法でとつて行けば、実質的な生活の面は税法とは関係ないと言われるが、もし実質的な生活状態が本年度下半期には相当苦しくなるといふことになるならば、税制改革についてももう少し勤労所得者に対しては、基礎控除なり税率なりを下げなければならぬといふ考慮も出て来るのです。そこでやはりあなたの出す数字だけの問題でなく、実質的な勤労者の生活がどういふ状態にあるかということについての政府のはつきりした見解があれば、われ／＼のこの法案につい

ての賛否の態度が出ないわけですが。そこで本年度の下半期における勤労者の生活が、本年度の上半期に比べてどういふ情勢に推移すると政府は考へておるかといふことをお聞きするわけですが。

○平田政府委員 その問題はたしか労働大臣も本会議で答へておられたと思いますが、最近若干実質賃金がよくなつてゐる、こゝういふことを申し上げればきつめてはつきりするだらうと思ひます。

○林(百)委員 それは二言か三言でよくなるということになるならば問題ないのですが、政府としてはどういふ数字をもつてさういふことを言うか。たとえば私の方の調べによりますと、ほとんど各家庭とも赤字です。一人世帯のところでは四割、二人から三人、四人になるとどうしても平均三割の赤字になつてゐる。この家庭の赤字を借金で埋めてゐるものが三割、それから食費の切下げや売り買いで切り抜けてゐるものは、ほとんど一割六分の一割五分といふ数字が出ておるのです。この趨勢は年末に至つてますます深刻になつて行くといふ数字を持つておる。それにもかかわらずあなたの方は非常によい、天国のごとき状態にどん／＼なつて来るのだといふことになる、よほどこれは見解が違ふ。だからもう少し――これはあなたも元安本にいて十分その点は研究されてゐると思ひます。主税局長という立場ばかりではな

く、勤労者の実質的な生活の点についての見通しをお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 私の言つたことを案になつておるとおりになつてゐるようですが、私は現在におきましては、国民全体がまだなか／＼さう楽な生活ではないと考へます。ただ最近の一、二年間の経過をたどつて考へますと、少しづつよくなつて来てゐるということとは確かに言ひ得るのではないかと。しかしさういふ状態の中におきまして、相当苦しい世帯が大部分でありまして、政府といたしましてはできる限り減税等のことも考へまして、さらに生活がよくなるように考へたいといふことで、今回の法案も提出したやうなわけでありまして。

○林(百)委員 そうすると、こゝであなたの方に一応数字をお伺ひいたしたいのですが、補給金の廃止に基く現行パリティが、どういふ比率にかゝるかといふことが一つと、消費者の価格が一体上るのか下るのか。上るとすれば何パーセント上るのか。それから食料については、非常に重要な鮮魚はどうなるのか。それからガスと電気、これが一体現行の何割くらい上るか。もちろん下るといふことは言わないだらうが、ガスと電気が何パーセントくらい上るといふように見込んでゐるか。数字があつたら、何割でけつこうですからお答え願ひたい。

○平田政府委員 あまりこまかい計算は他日お話ししてもいいかと思ひます。大体さういふ観点で総合しまして計算した結果を申し上げますと、間接税補給金等の還元によりまして、生計費が上る／＼な要素を計算いたしまして、月収一万円の子供二人の場合におきましては、大体四・二％くらい生計費が高くなる。その予想だけを機械的に計算しますと、運賃はこゝういふ形になつても必ずしも上るといふことは予想されませんが、大体全部上るものと考

かもそれには追徴税、加算税がつくという形で、しやにむに修正申告に判を押させるという形を、大阪の国税局で直接やつておりますが、その点は主税局長の方でそういう取扱いをやつておることが、今主税局長の言われた所得の実態に応じた調査か。何らか年末の更正決定についての資料をつかむといふ意味でやつておられるのかどうか。

その点をひとつお伺いしたい。

○平田政府委員　本年度から新しく国税庁の発足に伴いまして、従来の査察部を調査査察部に改めまして、大納税者につきましては原則として国税局の調査課で直接調べまして、よく突態を調べて更正決定をするということにいたしましたのでございます。従いまし

て個人につきましても、御指摘のように百万円以上の納税者の場合におきましては、シャウプ勧告に基づくところでございますが、できる限り必ず個別的に帳面等を調べまして、適正な所得を調査した上で、税法に従つて正しい所得を決定する。かようなことにいたしておるのでございます。そういう方針

の結果といいたしまして、今お説のように大阪局におきましても、直接国税局で百万円以上の個人の所得納税者につきましては、調査をいたしておるかと思いますが、その調査する際におきましてはいろいろな方法がありまして、帳面が不完全な場合におきましては、一定の期間の資産増減から間接に所得を測定するということもあり得る

と思います。帳面が完備しておりますときは、もちろんこのような方法は必要ないのであります。支出、収入の内容を詳細に計算してみますと、それが出て来る。しかし不完備な場合にお

七

きましては、一面におきましては今お話をうに一定の期間の資産増減、それが大体所得の増減と相一致することが多いから、そういう方面から所得を計算するということも確かにあり得るかと考えます。なおそれをもつて一般の場合にすぐ使うかということでもございしますが、それは業態により事情によりまして、さらに適切を期すべきものでありまして、たまた／＼例外的にさような関係で従来の課税漏れがはつきり出て来て、その結果所得が非常にふえたものを全面的に及ぼすというふうなことは適正な方法ではない。これはあくまでも標準的なものについて調べまして、それに基づいて全体の所得を判断して行く。さらにそういう角度から吟味して全体の所得の増減を見るべきものだ。かように考えているわけでありま

す。なお先ほど出ました申告所得税は、最近まで、成績が非常によろしくございまして、十月末日までに申告所得税は三百九十九億しか納税になつておりません。勤労所得税はこれに反しまして十月末までに七百九十二億四千万納めてゐる。予算額は勤労所得税が千二百二億四千万、これに對しまして七百四十二億四千万でございますから、すでに六割七分八入つております。これに對しまして申告所得税は、当初の予算千九百億に對しまして三百九十九億でありまして、二割一分しか入つていない。従いまして政府におきましても、これは実に申告の成績がしからしめてゐるのでございしますが、今申しましたようにさらに実態をできる限り多くの納税者について調査いたしました、調査したものにつきましてはその調査額

に基き、あるいは完全な調査ができない納税者につきましては、そういうものをものとすることができるだけ精密な調査をやりまして、それによつて更正決定をやる。現に最近少しづつやつておりますが、できる限り年内に更正決定を済ませます。そうしてできる限り申告納税の円滑適正な徴税を確保しようというところで、今暫く進行しているわけでございます。そういう点にとらみ合せまして、最近の所得の状況とにらみ合せまして、特に申告所得税を千七百億に予算の見積りがえをいたしまして、たことを、重ねて申し上げておきます。

○田中(總委員) 今の調査査察部の手で直接調査せられるということは、先般の改正でそういうことになつてゐるのでありますが、これは和歌山市の滋野というお医者さんの場合であります。前年度いわゆる修正申告の指導によりまして、八十万円と決定して納めてゐるのでありますが、今度の調査課の出動によりまして二百八十万円にしなければいけません。こういうことで本年度八十万円の前年度と同じ申告をいたしておつたのでありますが、その差額の二百万円を新しく修正申告で出せ、こういうことになつたわけでありまして。その場合に明確なる帳簿がないということ、実情を調査したのであります。が、たとえばお医者さんでありますから、薬局にある薬品を書き出せということ、投棄してゐる封を切つた薬びんに残つてゐるもので、時価で計算して九万何千円というものを書き出したのでありますが、財産税の徴収のときにこれは必要ないということ、指導された私は思うのです。ことに

お医者さんの場合に健康保険等の未収分があります。そういうものを徹底的に出さして、それを二十二年度、三年度、四年度の予定申告を差引いたものを全部で二百万円出さなければいかぬ。それに対して一体自分の方でそれを申告しなかつたらどうなるんだということになると、大体一千万円くらいおまえのところへかかるから病院がつぶれてしまふだろう。こういう形で脅迫的に二百万円の修正申告に判をつかしたという事実が起つてゐる。私は実情を調べた場合に、本人は当然捜査令状の呈示を要求すると思うのです。が、そういう場合にも捜査令状等も持つていない。結局捜査令状を持つて来て徹底的に調べあげれば、一千万円くらいおまえのところはかかるから、病院がつぶれてしまふだろう。つぶれてもやむを得ない。こういう態度でやつて来た。ことに大阪から和歌山に出張するのですが、大体前日から来ていて、十一時ごろ朝飯と晝飯を兼ねて食つて来て、調べる方に晝飯を食わさない。晩の九時ごろまで一緒に上り上げられてゐる。こういうような事実が――和歌山へ行かれた方はわかりませんが、あすこに九正という百貨店がある。つて、いまだに戦災を受けて二階以上の鉄筋があめ様のようになつてゐる。これは、御存じの方もあらうと思う。これは当時の和歌山の軍政部の方から、和歌山市の美観をそこねるからというので非常に復旧をやかましく言つて来てゐる。ここの社長は私の先輩であります。空襲のときに戸の中へおつちて死んだという悲惨な実情であります。その店員たちが大体六、七千円くらいの給料で復旧をいた

しました。ところが二十四年度におきまして見込みからいたしますならば、二百五十万円の所得があるというのです。そうしてその二百五十万円の所得を全部課税対象に持つて行くという形で、今度の調査が行われておりますが、そういうことでは、和歌山市の美観をそこねるという意味における九正百貨店の復旧ということも、全然できないことになるのですが、たゞいそいそ調査で出て来たものでも、それが全部いわゆる所得税の対象であるという形においてやつて行かれる方針かどうか。今この問題は大阪の国税局の査察部長も少し行き過ぎを認めておられます。認めておりますけれども、おそろく全国でこういう形で行くおのれだろふと思ふのです。もちろん百万円以上の所得というふうな負担力のある人に多くの負担をせしめようというこゝとに對しては、われ／＼はあえて反對するものではありませんけれども、実情は私は少しむりだと思ふのですが、その点について主税局長は何かお聞きになつておりますか。

○平田政府委員 今具体的問題について御意見のようでございますが、お話のごとくでありますれば、若干修正を要すべき点もあるようでございます。が、具体的問題につきましてはここで私調べないで答へるのはどうかと思ひますので、これはすぐには間に合はぬかと思ひますが、国税庁について調べました上で、適当な機会に御説明するようにいたしたいと考えております。

○田中(總委員) なおこの点につきまして帳簿等の提示を求めるといふことは、当然やらなければならぬと思ひますけれども、たとえば二十二年度においても、三年度においても、更正決定等で所轄の税務署がやつておるといふ部分につきましては、やはり二十二年度、二十三年度にさかのぼつての所得の調査ということもやらなければならぬことは、当然のことだと思ふのであります。そういうようにして出ました調査におきましても、当然やはり二十四年度分における部分を私は主として課税の対象にしなければならぬ、かように思ふのですが、二十二年度、二十三年度においては、それは結局脱税じやないか。税務署が十分の調査に基づいて更正決定をやつてつたものだから、確定して納めたものまでを今度は査察部が出て行つて、二十一年度の財産税の徴収以後にさかのぼつてやるということについては、私は調査の方法としてなら問題ないと思ひますけれども、それがただちに課税の對象になるということになりますれば、従来税務署がやつて来た大蔵当局側の責任を納税者におつかふせつてしまふことになり、同時にそういう形で行きますならば、所得税というものは、あくまで税源をふやすことを目的とした苛斂誅求であつてはならぬことは当然のことだと思ひますので、そういう点について現に私が具体的に名前を申し上げた通り、具体的事実でありますから、主税局長の方でも国税庁に連絡をとられまして、実情を調査の上で私はこの問題について主税局長として、大蔵当局として善処されたいことを要望して、この関連質問は終ります。

○平田政府委員 今お話になりました一度決定したものに對しまして、あと

で修正をしないかという問題でございすが、この決定は裁判のごとき非常に手続をかけて一ぺん決定して、これだけ出せるところまでには至っておりません。一ぺんきめたものにつきましては、なるべくそれをむし返さないことは常識としては一応もつともだと思ひますけれども、これはしかしよく調べた結果、間違ひがございました場合にございましては、やはり時効が切れるまでは適正に直しまして、それによつて負担の公平をはかるというのが基本的にも原則であらうと考えます。従ひまして一旦決定しましたものにつきましても、さらによく調査しました上で、相当大きな違ひがございました場合にございましては、やはりそれ／＼修正すべきものじやないかと思ひます。ただ修正する際にございまして妥協しまして、前の分は直さないで、あとの分で適正にふくらまして行くといった方法は、法律に照しまして正しくございせんので、やはり事実を的確に調べて、その年度年度の所得として適正な決定をするという方向で行くのが妥当であると思ひますが、今の具体的なケースにつきましては、きょうここに材料を持ち合せておりませんので、よく調べまして適正な機会に御報告いたします。

○林(百)委員 これは国会議員の一員として、ことに政府当局に、また平田主税局長にも話したい。こういうふうな国会議員が具体的な例をもつて質問してゐるのですから、あなたの方も知つておられないはずはないと思うのです。が、いろいろの事情でわからないというなら、これは責任をもつて答えていただきたい。巷間では、あなたは知つ

てゐるかどうか知らないが、一にどうぼう、二に税金というはやり歌すらできてゐるほど、最近の税金問題というのは切実な問題である。ですから田中君のこうした具体的な例の中に、最も最近の税行政の実態が出てゐると思ひますから、これは責任をもつてあなたの方も答えてもらいたいということ、を、私からも要望しておきます。

そこで今の申告税の問題をもう少し聞きたいと思ひます。これは重要な問題でして実に／＼きやう／＼としております。最近ではもう税務署と普通の民間人との間に、はげしい闘ひというや変ですが、場合によつては暴力ざたまで起るような問題が起つてゐる。源泉徴収なら簡単にやれますが、申告になると更正決定に對し納税者側が納得できないということになる。ところが税務署の方は差押え、競売と来るというので、これは一にどろばう、二に税金というわけなんです。そこで申告納税の当初の目標が千九百億であつたのが、来年三月までに千七百億の見込みをつけておるのであります。が、もう一度お尋ねしますが、現在までの申告納税の実績、これはどうなつておりますか。

○平田政府委員 予算額千九百億に對しまして十月末の累計で三百九十九億、二割一分の収入です。勤労所得税は千二百億円の予算に對しまして七百四十二億、六割七分です。

○林(百)委員 すでに十月までですか。大休半年以上であります。これで二割一分ですね。これがこのまま行つても大体半分しかとれないと思うのであります。ところが千七百億とれるという見通し、これでいきますと大体九

割はとれるという見通しと思ひますが、すでに半年たつてまだ二割しかとれないのに、この先これをカバーして九割までとるという事になります。と、年末からずつと会計年度の終りになつて猛烈な税金攻勢が予想されるわけでありまして、これについて千七百億という見込みを立てた根拠を聞きたい。

○平田政府委員 千七百億の見込みを立てました根拠は、最近の調査の實際等から見まして、前年度所得額に比へまして農業所得が二割四分ふえる、営業所得は三割五分ふえるということ、計算しまして出して来た数字であります。そうしてさらにこの税金が入るから入らないかという問題であります。御承知の通り、この農業所得の方は單作地帯は納税をすましておられて、大部分が一月に入つて来る。また例年の例によりましては農業所得の大部分は、一月に入つて来るということになります。従ひまして農業所得の方は供米代金等が入つて参りますし、私ども適正な調査に努力をいたしさえすれば、大体問題はなかるうと考へております。ただ営業所得の方はな／＼問題がございまして、現在のような状況であります。私ども相当な努力を要するのではないかと考へます。たゞことは最初からなるべく個別的に納税者についてよく調べるということをやつておられて、全国的に少くとも二割くらいは実地によく當つて帳面を調べた上、正しい所得額を見出す。その他の納税者につきましても極力実地に當つて調べました上で、適正な決定をするという方針を進めておりまして、これで年末にかけまして相当更正

決定をせざるを得ぬ状況にあります。それで更正決定をいたしまして適正な徴税に努力をし、納税者に實際の現在の納税の状況を御反省いただきまして、よく協力してもらいますならば、私ども何とか収入見込み額は確保できると考へておるわけでございます。なお前年度は十月末までに申告所得税は一割九分しか入つておりません。これは少しはよくなつております。大体そういう状況でございます。

○林(百)委員 平田主税局長の言う農業二割四分、営業三割五分というのは、これは昭和二十四年度の予算を編成したときにそういう見込みで組んであるわけなんです。それはあなたも御存じだと思ひます。それでそれ／＼という新しい事態が起つてゐるにもかかわらず、なお依然として本年度当初の予算を組んだ際の見通しを、今日なおそういう見解を持つておられるということとは、これは／＼担税能力が限界に達し、むしろ担税能力が縮小している際に、なおそういう当初の見通しのままで税金をかけるということになれば、これは相当——相当どころではない、大きな問題であります。ことに本年度上半期分の大体四倍から五倍の申告税をとらなければならぬということになる、これは相当大きな問題だと思ひます。そこで私が聞きしたいことは、農業の収益が二割四分昨年より増す、それから営業の収益が三割五分増すというところは、どういふところから根拠が出てゐるか。特に最近農村の災態、中小商工業者の災態は、むしろ営業が苦しくなつて、昨年よりは實質的に収入は減つてゐるという際に、

それをどういふ数字が知らないが、名目的にふえてゐるということ、しかもこの下半期に上半期の四倍から五倍の申告税をとるということになると、相当猛烈な更正決定が年末に来る。そうすると實際文字通り税金とからんで、相当深刻な事態が発生するということにわれ／＼は考へる。これについて政府はあくまでそういうことをやられるつもりかどうか。

○平田政府委員 農業所得がふえるのは、大部分は米価等農産物価格の引上げに原因するわけでございます。それと若干生産の増加もございすが、そういうものによりまして二割四分の増加は、最近までにきまりました状況のもとにございまして、大体妥當だと考へております。それから営業の三割五分の増加は、昨年の一月から十二月までの実績に對します本年の一月から十二月までの見込みの増でございます。御承知の通り昨年の上半期に比へまして、最近の物価の高さは相当高くなつております。昨年の一月ごろに比へますと、やはり五割増くらいのところに来ておりますので、そういうものの増と、一面にございましては生産の増等もございまして、そういうものと関連して考へましても、まあこの程度は妥當なる数字ではないか。なおこれは決してそういう架空な数字から出したわけではございせんので、大体におきまして各方面で国税庁が指導しまして実態調査をやつておりますが、そういう調査の結果に基づきまして算定いたしましたものでございまして、前年の一月から十二月までの実績に對しまして、ことしの一月から十二月までの実績が、三割五分くらいふえることを

見込みますのは、見込みとしてはわりではなからうと考へております。ただ御指摘のように、いかんせん申告の成績が非常に不十分でございまして、現在まで納まつている税が非常に少いのであります。従いましてこの十二月から一月、二月、三月、実際は四月まで——会計年度の締切りは四月まででありますから、四月までにかけて申告所得税の納税者は、大いに勉強していただかなければならない実情に迫り込まれてゐる。役所といたしましては、よほど勉強を要するのではないかと考へます。

そこで事實御指摘の勤勞所得者の所得税が源泉で差引かれてゐるために、相当よい成績で入つて来てゐる。あるいはその他の税につきましても、相当各納税者は苦しいながら納めておられるのであります。そういううちにおきまして、やはり申告所得税の納税者もこの程度の納税はしていただかなければ、負担の均衡は得られませんし、また財政の健全化ということもできないのではないかと考へてゐるわけでありまして、私も国民各位の御理解を得まして、極力円滑適正な税収入の確保に努力いたしたい。かように考へてゐるわけでございします。

○川島委員 林君から農業所得の問題も出ましたが、きわめて重要なことでありますから一言承つておきたい。今政府は農業所得に対して各農業団体等と税務署とが折衝中でありまして、ことに問題となつてゐるのは税務署が査定いたします場合に、反当収量とどこに擬したかということが非常に重要なポイントになつてゐる。一体政府では全国の農村に対して反当収量の基準と

いうものを、どの辺に置いてあるのかということとをひとつ承つておきたい。○平田政府委員 反当収入につきましては、あまり画一に走るのはいかへつて弊害がございします。これははなはだしく各税務署に調査させまして、これを国税庁でよく調べまして、それで妥当であるかどうかをきめることにいたしております。今全国平均の数字を持ち合はせておられますのでございします。が、国税庁に連絡しまして申し上げてもよいですけれども、これは全国によりまして非常に実情によつて違つてゐると思ひます。

○川島委員 これは埼玉県の例なんです。先般の全国の反当収入に関する中央作柄審査会の第一回の発表が、二石二斗九升ということなんです。この二石二斗九升という作柄審査会の発表の反当収量をほとんど動かさぬものとして、それを基準としてさらに一割もしくは一割五分上まわるような反当収量の査定をして来てゐる。この平均作柄による二石二斗九升という反当収量というもの、おそろく標準農家の反当収量である。標準農家以下の多い各府県において、しかもその標準農家の反当収量で査定をされてゐる。こういう一方的な非常にむづかしい査定をして来ておる。従つてこれは埼玉県だけでなく、全国の単作地帯の農家が税務署に連日大多数殺到して、税務署の吏員は仕事も手につかないというようになつておる。これは一体国税庁がそういう指令を出したのか、あるいは政府がそういう指導をしてゐるのか、非常に問題であるのであります。これについて主税局長は何か知つてゐる事柄があらましたならば、この際示してもらいたい。

○平田政府委員 反当収入をどう見るとかという問題は、結局その場々の現地の事情に即しまして、実際に適合するようにつくるといふことでございまして、それをいかにして実際に適合したものにするかということにつきましては、御指摘のようにでき得る限り関係団体、まじめな団体等の意見なりをよく聞いて、適正を期するようにいたしております。それから、それからまた国税庁におきましても、作成方法につきましては常に連絡しまして、指導いたしてゐると思ひますが、今の具体的な計数につきましては、私聞き合してゐないものであります。でき得る限り各地の実情に即しまして、その他まじめな農業団体の意見等を聞きまして、適正をはかるようにという方針で、国税庁からはやましく指導してゐると思ひます。

○川島委員 主税局長はそう言われますが、実際は違ふのです。今私が申し上げました二石二斗九升という反当収量を基準としてしまつてゐる。この基準以下に、適正に現地の実況に照し合せて下まつて来るのがあればいざ知らず、おおよそ二石二斗九升という標準反当収量を動かさぬ基準としてゐる。それを基準として上へアップして来てゐる。それへ一割ないし一割五分くらい、反当収量をおつかふせの一方的に來てゐる。そして米価の値上りを基準としてそれに算定して來て、お前のところは一町の耕作反別であるからこれ、五反歩のものはこれ、こういうことを實際において今やつてゐるのです。そういうことはおそろく私は、埼玉県なら埼玉県、税務署の署長の考へだけでやつてゐるのではない

の思ふ。それは東京財務局ですか、そと方からの指令か、もしくは政府が全般的に指導した一つの暗示的な指令によつて、税務署長といふものがそういう強硬な態度に出ているのではないかと考へる。そういうことがもしあるといふことならば、これは重大な問題だと思ふ。どうも政府は、そういう査定の場合に標準は示さない、こういう常になつてゐるのではありませんか、納税者側から見ればもう徹底的にそれはある。しかもそれが動かさぬ。こういう形で農民には臨んで來てゐるのではありませんか。そういうことがもし事實ありとせば、政府はどういう処置を財務局もしくは全国の各税務署長に指導するかといふことについても、所見をひとつ承つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 農業所得の調査につきましては、今申し上げたよりも以上に申し上げる必要はないと思ふのであります。要するに各地の実情によつて非常に違つておられますので、その実情に応じてでき得る限りデータを集めまして、それに基づきまして税務署が一応原案をつくると思ひます。それをさらにできる限りまじめな団体に意見をよく聞いて、適切なものを期したい。ただ税務署がつくるにつきますと、もちろん各税務署間のバランスを失つては、これは適正を欠きますので、国税局はその内容等につきましてよく審査をしまして、適切な指導を與えてゐると思ひます。それから国税庁におきましては、さらに全国的に通じます大きな問題につきましては、どういふような見方をするかといふことにつきまして、始終協議はいたしてゐると思ひますが、細部にわたつて具体的に、どの

地方の標準を幾らにするとか、それを納税者に適用する場合にどの標準率を用いるとかといふことは、結局現場の実情によりまして決定すべきものでありまして、それをあまりにも抽象的な、画一的な標準で押しつけることは考へるべきものではない。かように考へておられます。

○川島委員 その局長の抽象的におつしやることはよくわかるのですが、實際は、今繰返して申し上げますが、それはではないのです。それで埼玉県の一例は昨年は五千四百四程度、ところが米価の値上り等を勘案しての七千三百四平均といふようなことで、一律に來てゐる。いかに税務署に農業団体のまじめな代表者が折衝しても、これはもう動かない。しかも私の見聞したところによりまして、一町以上を耕してゐる者は比較的薄いのです。それで三反、四反といふ零細な農家は、この二石二斗九升という標準を上まわるほど非常に厚くなつて來てゐる。これは事實なんです。しかもこれは政府の方針だと言つてゐる。これをやつてしまふと、總体的には政府が調査して発表された日本全国の米の收穫以上に上まつてゐる。税金の上ではこれは私は重大な問題だと思ふのです。ですから、そういう事實が現実にあるのですから、一体そういうことの根拠といふものがどこかにあつたとは違ひない。私は大蔵省にあつたとはあて申さぬが、しかし国税庁のどこかの部署から、そういう指令があるいは秘密指令といふか、何という指令かわからぬが、そういう指令が飛んで來てゐる。従つて善良なる税務署長はその指令を筆々服膺して、いわば農民に對決をしてゐる

○林(百)委員　ちよつと関連して……。

にしてもらわなければ困る。

それから今の課税の所得の見積り方

で、もちろん国税局というものが税務

ません。しかし今申しましたように必

三十一日まで帳簿を備えつけざるものに

論ばかりなのであります、それをは

すけれども、必ずその株式でなければならぬといふ。あつては、強制的に

いうことで、研究しておるわけであり

第一類第六号 大藏委员会議録第十三号 昭和二十四年十一月十九日

してやりたいと思いますが、今すぐにはちよつとむずかしいだろうと思ひます。

○川野委員長 午前中はこの程度にいたしました。午後一時半から再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十三分開議

○川野委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

税法三案に対する質疑を続行いたします。内藤友明君。

○内藤(友)委員 一昨日でありましたが、少しお尋ねしたのでありますが、局長がお見えにならなかったで、それだけお尋ねしてないのであります。局長はなか／＼答弁がお上手で、大蔵省きつての上手に御答弁になるそうであります。尋ねる方が下手なので、のらりくらりと逃げられるのでありますが、実はこれだけはひとつ良心的にお尋ねして、またほんとうにお答えをいただきたいと思うのであります。

まずお尋ねしたいと思ひます。ことは、平田さんはシャープ税制勧告を正直に忠実に実行なさるのであります。それとも自分の都合の悪いのはやらぬ。自分の都合のよいのだけやるということなのであります。まずこれからひとつお聞き申し上げたいと思うのであります。

○平田政府委員 シャープ勧告につきましては、たび／＼申しておりますように、基本的な構想、考え方というものは、極力勧告の趣旨に沿つて参りたいと考えております。その方がまた国家、国民のためにもよいことではないかと考えておるわけであります。ただ

具体的な細目等につきましては、極力日本の実情に即するように適當な調整を加えて参りたいと考えておる次第であります。

○内藤(友)委員 基本的なことは尊重してやるというのでありますが、そういうことになりますと、基本的なことであるかどうかということが残る問題になると思ひます。そこで私はいろいろお尋ねしたいことがあるのであります。法律案要綱というものをいいただきましたが、その第二の要領の、一、所得税の中にいろ／＼と暫定的な処置をおきめになつておられるのであります。大蔵省の方からいいただきましたこの勧告書を読んでみますと、四十九ページに農業者、申告納税をする個人業者、自由職業者にも、一九四九年十月一日から効力を発する一五%の勤勞所得控除が與えらるべきこと、それが一九五〇年に提示さるべき申告書に反映さるべきことを勧告する、というのがあるのであります。私はこの勧告書を読みまして、十月から農業所得税が一五%軽くなるのだと思つて実は非常に喜んでおつたのであります。それがこの法律案要綱の中のどこに出ておるのではありませんか、それを次にお尋ね申し上げます。

○平田政府委員 ただいまの問題は、政府におきましてもなるべくこの方針に従つてやるべくいろ／＼研究いたしましたのでございまして、ただ今回の改正の順序といたしまして、なるべく来年の一月一日以後の分にして、そのかわり一月一日を期してなるべく多くのものについて考えよう、こういうように補正予算に伴う税制改正の方針が相なりしましたために、大体二十四年分にさ

かのぼりましてやる分はしばらく見合わせよう、かようなことに相なつたのでございまして。従ひまして三七五%の申告所得税の控除、これは今回の提案には入つておりませんことを御了解願ひます。

○内藤(友)委員 どうも、申告書に反映さるべきことを勧告するというのがだめになつたようでありまして、これは私の計算でありますけれども、もし勧告通り一五%控除されますと、五十億ないし六十億程度の農業者の負担軽減になるのではないかと思うのであります。ところが一方、一昨日予算説明書というものをいただいたのであります。それが、それによりますと、政府は今年度におきまして自然増収二百億ぐらいあることを申しておられるのであります。それだけのたくさんの自然増収があるのならば、なぜこの六十億内外の農業者の負担軽減を、シャープ先生が村を歩きながら痛切にお感じになつたのだらうと思うのであります。それをあえてなさらないのか。それを

お尋ねしたいのであります。

○平田政府委員 二百億程度の自然増収を計上いたしておりますが、一方申告所得税の方は、先ほど申し上げましたように、むしろ二百億内外の自然増収を突は見込んでおります。減収は今回の補正予算の追加財源に全体として相なつておるわけであります。そのおまける区分は、主として輸入食糧の繰上げ購入と申します。最初の予定よりもよけに入つて来たことのため、追加歳出の財源が、当初に比較いたしますと増加いたすことに相なりしましたので、申告所得税の減税ということまで考えなかつたのでございまして。

それとも一つは、先ほど申しましたように、すべて二十五年一月以後の分について考える方がより公平じやないかという考え方がありました。従つて二十五年度分からは第一期は来年の六月になります。相当申告所得税の納税者も、かりにシャープ案通りにやりましても軽減に相なりしますので、そのときまでしばらくお待ち願ひしめても、さほどむじやなかつたというふうに考えまして、私もそういう決定に同意いたしました次第でございまして、御承知願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 実はこの夏議會がありましても、私ども委員会の方からお方から非常に大なる国民の負担に關する資料をいただいたのであります。あの中を見ますと、国民の負担關係におきましては農民の負担が一番重いといふことは、随所に具體的な数字で出ています。また私も決してこれは農村に關係があるから、そういうことを申すのはございせんが、今日の農民の負担といふものは非常に重い。しかもその重い負担が再生産を非常に阻害しておる。増収に對しても非常に阻害しておる。またそういうことが土地改良ができなくなつておる原因でもあり、その他の改良施設もこのためにはばまれておるといふことが、私もよく村をまわりました。シャープ勧告が出来るのであります。そういうやうな窮状にある農村に對して、少しでも他よりも早目に何とかしてやろうという勧告だと思つて、非常に喜んでおつたのであります。ところが今度の改

正案全体をながめまると、なるほど工場に働いておられる人たちの所得税の軽減にはなつておりますけれども、農民の負担は依然としてそのまゝになつておるといふことは、一生懸命に食糧の増産に努力いたしております農村の人たちに對して、私もはまことに相済みぬやうな気がいたすのであります。そこでこれは私もがそういうことを申すのではないのであります。シャープ勧告も十月からやりなさいと言つておるのであります。政府は今度の税制の暫定的な改正に對して、この勧告通りに改められる心持があるかどうか。もしないのであれば、勧告通りもう一ぺんやり直していただきたい氣持を持つておるのであります。これに對して農村の実情をよくくごそんたくいただきまして、平田さんの御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 氣持といたしましては内藤委員のお氣持と私もまったく同様な氣持を持つておるわけでございまして、ただ一面やはり今回の補正予算の所要財源に相当多額な金を要しましたのと、他面におきましては、いまだ具體的に言つて、課税時期をいつにした方がいいか、減税の時期をいつにした方がいいかといふことの實質的な公平といふことを考えますれば、やはり申告所得税にさかのぼつてやりますと、また勤勞者の側におきましても問題があるというやうな点もございまして、私もとしましては、できればそれをやりましても有力な一つの方法だと考えたわけでございまして、大体来年の一月以後減税を実行することに相なりましていたし方なかつた。本

一年限りでありますからごしんぼう願ひまして、来年度からさらに税法が改正されると相当農民の所得税は減税になりますので、そのときに譲つていただきましてもさほどむりではなからう、かように考えましてここに提案いたしました次第であります。

○川野委員長 国税庁長官高橋衛君がお見えになつておりますので、この際御報告申し上げます。

○林(百)委員 午前中の質疑の継続をしたいと思います。このたびの税制改革で一番問題になりますのは、源泉徴収の分が四百十九億の自然増収になつてゐることが一つと、申告納税が百九十六億減税になつてゐること、この二つの点が非常に重要な点だとわれわれは考えておるのであります。そこで午前中の平田主税局長の答弁の中で、勤労者の名目的な賃金も上つてゐるし、また実質的な賃金も、この税制改革によつて将来の物価改訂のはね返りを考へても、なお実質的に向上して行くのだという見解のもとに、今後の百四十九億の増税も、勤労者にとつてはそうむりではないという御答弁があつたのであります。ところがわれわれの調査した資料によりますと、日本の勤労者階級の全体からみて名目賃金も、また実質的な賃金からいつても、今年度当初より今年度末に至つて、改善の方向をたどつておられないという数字が出ております。そこでもう一度主税局長にお尋ねしたいのですが、名目的な賃金が上つたという具体的な例がありましたならば、こういう例があるということを知つていたら、説明してもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 午前中に詳しく説上

げました数字は、内閣統計局の調査に基いての全産業の毎月の賃金統計であります。これによつて昨年の十一月七千二百円くらいのものが、最近におきましては八千六百九十三円というこゝたになつてゐます。これは内閣統計局の調査をそのまま申し上げたわけでありま

○林(百)委員 具体的にあなたの見聞している限りで、どこかの会社でどういふふうな賃金が上つた。具体的にこういう例があるということをお持ちですか。

○平田政府委員 今手元に資料はございませんが、こういう数字でございまして、会社によつては相当上つてゐる例がたゞさんあると思ひます。

○林(百)委員 ここで抽象的な押問答をしてもしかたがないと思ひますが、名目賃金という意味をあなたは御承知だと思ひます。たとえば労働時間が長くなるとか、あるいは残業手当を切り下げるとか、こういうことによつて名目的な賃金の切下げということをおな

たも御承知だと思ひます。そこでわれわれの方の調査並びに日経連の——これはあなた方が常日ごろ親しくしてゐる組織であるから御存じだと思ひますが、そこで第一にわれわれの産別の調査、その次に日経連の通達、この二つをお知らせする。これでもなおあなたは、日本の勤労階級に対する名目賃金が全般に上つてゐると思ふかどうか、御意見を承りたいと思ふのだが、産別の調査によりま

す。六月中の賃金切下げの状況は、金属だけで二十四組合に達し、実質賃金の切下げは激増の一途をたどつてゐる。例を申し上げますと富士産業の三鷹工場では現行の給与の二割引下

げ、健康保険補助金の切下げ、専従者給与の九月以降の打ち切り、時間外手当の引下げ、交通費補助の打ち切り、食堂補助の廃止などが通告されてゐる。それから日本鋼管の川崎製鉄所では、能率給を一人二百円の削減をし、さらに現行三交替制は二交替制となつて、従来の八時間勤務が十時間勤務となつてゐる。同じく川崎の日本鋼管の鶴見製鉄所でもありますが、能率給一人七〇円の切下げを行つておるといふ状態になつております。この事例をあなたは御存じかどうか。これをまずお聞きしたい。こういうように、厚生資金の打ち切りあるいは労働時間の延長、あるいは時間外手当の引下げといふような形で、この表面に出てゐる毎月々々のサ

ラリーについては影響がなくても、それが補助的な面で厚生資金の打ち切り、健康保険の補助金の打ち切り、あるいは労働時間を三交替制から二交替制にするといふことで、これは名目的な賃金にすら影響を及ぼしておるのだということをおな、あなたは御存じかどうか、まずお聞きしたい。

○平田政府委員 富士産業がどうなつてゐるか、私調査しておりませんのでよく存じませんが、今お話になりましたような例も、中にはあるだろうといふ推測はつくわけでありま

す。○林(百)委員 その次に日経連の正式な意見として、全経営者に通達してゐるところによると、第一には固定給を半固定給にして、さらに半固定給を出

来高拂ひに切りかえる、欠勤の場合の賃金は三割方引下げる、退職金の通算期間も半固定給は三分の一とするといふことで、退職金並びに欠勤の場合の賃金引下げを強化せよといふ通達が日経連から出ております。これをも合せて、われわれの見ておる資料によれば、名目賃金も勤労階級全体としては下つてゐる。しかもこの傾向がますます強化されようとする際に、源泉徴収を百四十九億増徴するといふことは、勤労階級にとつては大きな負担になる

とわれわれは解釈するのであります。この日経連の通達についてあなたは御存じかどうか。○平田政府委員 日経連からどういふ通達が出ておりますか、それは私は承知いたしております。

それから林さんは今勤労所得税の増徴をしておるとおっしゃいますが、これは非常に誤解を招くものでありまして、私も決して増徴はいたしておりません。税金は税法に基づきまして計算してゐるわけでありまして、現在の税法に基いて最近の状況で見ればこれぐらいの歳入になるというだけでありまして、増徴でも何でもありません。そこが非常に大事なところでありま

す。○林(百)委員 あなたの方の減税といふことも非常に誤解になる。○平田政府委員 そういう点が非常に重要な問題でありまして、私も税法に従つて現在の賃金の状況で計算するとどうなる。これはまったく現行法に基く税の収入の見積りにすぎない。それに対して、私もどがさらに今回法案を提案いたしましたので、これで減税すれば、これははつきりした減税であります。また反対に今回これを増率

いたしまして、それで増収になりますれば、それこそ増税でございます。その辺のところをよくひとつ御判断をお願いいたします。○林(百)委員 あるいは主税局長の言

うように、税率については従来の所得税法で定まつた率をかけておるかもしれませんが、その額が上るといふことになれば、最初の見込みより徴収額を上げるということ、しかもその額を上げるには名目賃金の上つてゐる——実際は下つてゐるにかかわらず、上つたといふことにして徴税の対象になる。勤労階級に対する所得が名目的に上つておるといふこと——実際は下つてゐるにかかわらず、上つてゐるといふこと、最初の見込みより、上つてゐる率をかけて、最初の見込みよりたくさんとるといふことになれば、これは結局税率をもかへて増徴したといふことと同じ意味になる。そういう意味で、われわれはあなたの資料にも増といふ言葉が使つてあるのだから、これはましてそんなことに異議を言うべきはずではない。

そこでさらにわれわれの方で大事なことは、労働省で発表しておる賃金の遅欠配であります。これは少くとも労働組合なりあるいは労働関係に関心を

持つておる方ならば、今いかに賃金が遅配、欠配になつておるかといふことは多言を要しないと思ひますが、一九四九年、今年の一月には遅配の件数が千八百八十六であったものが、二月には二千八十六、三月には三千七十三、四月には三千六百六十九、五月には三千七百七十四、少くとも今年の一月と五月、六月とを比べると、三倍の増加を示しておるわけでありま

この点について、局長の意見を伺いた
いと思ひます。

○平田政府委員 増徴と増収の問題で
すが、私どもは自然増収—増収とい
う言葉を使つております。増徴とい
う言葉は使つておりません。自然増収に
つきましては、これはかりに補正予算
で自然増収を見なくても、今の税法が
ある限りにおいては、出て来べきもの
は出て来るわけであり、ただ現在の
状況のもとにおいて、当初の見積り
と若干の差がかわつて来たようござ
いますから、この際見積りがえをし
よう、こういうわけのものでございま
して、増徴とお考えになりますことが
非常に誤解を招きやすいので、ひと
つ御了承を願ひたいと思ひます。そうし
て私の計算はあくまでも実際の支拂
賃金をもとにしてやつております。税
金も実際に徴税できました額をもとに
して計算いたしておるわけございま
す。これは部分的にはいろいろの現象
もあろうかと思ひますが、大体におい
ては間違ひなからう、かように確信
いたしております。

○林(百)委員 平田さんの言うのは、
税金をかける対象の税額を見積りがえ
しておると言うのでしよう。見積りが
えて、実際は名目賃金はずつと上つ
ておるのだから、従来の税率でも税金
はこれだけ余分にとれるのだ。ところ
が、その見積りがえをして従来よりも
名目賃金が上つておると言うのは、実
際名目賃金が上つておらないにもか
かわらず、上つたという大蔵省の算定
のもとに税金をかけたなら、勤労者の負
担というものは、結果においては税金
を増徴されておると同じ結果が来るで
はありませんか。その日本の勤労階級

全体に対する名目賃金は上つておるか
上つておらないかという問題、あなた
の方は名目賃金はどん／＼上つておる
のだ、また実賃金もどん／＼上つて
おるのだと言われる。しかしわれ／＼
の方は、今言つたように賃金の遅配、
欠配は数万、あるいは厚生資金やいろ
いろの打ち切り、あるいは退職金の打ち
切り、労働時間の延長というような形に
よつて名目賃金は下つておる。下つて
おるにもかかわらず、あなたの方が名
目賃金は上つておると言つて税金をか
けて来れば、結果においては税金を増
徴されると同じ結果になる。だから名
目賃金が上つておると言うならば、今
言つたわれ／＼の方の具体的な事例、
また日経連から出ている通達、あるい
は労働省から出ている遅配の数字、こ
ういふものを打破るだけのしつかりし
た根拠を示されればまた別です。

○平田政府委員 重ねて申し上げます
が、税金というのは予算の見積りであ
るわけではないのです。税法に基づき
まして税金は納税者が納税するし、徴税
者も税法に従つて徴税するわけであ
る。従ひましてこの見積りは今の税法の
もとにおきましては、現在の賃金の状
態で推移するとするならば、どれくら
いの収入が上がるかというようない
見積りをしたのにはすぎないものであ
ります。その見積りがえをしたから増
徴するといふ性質のものでは全然ござ
いません。これはあくまでも現行法律に
よつて、それが税金は徴収するもので
ありまして、その法律が実施されます
ならば、今の状況ではこれぐらいの
収入になるだろう、こういう見積り
をいたしておるわけであり、従ひまし
て林さんは自然増収と増税を混同して

れるようであり、これはぜひとも
もひとつわかつていただきたいと思
ひます。

それからさらに今度の税法の改正に
よつて税金が減りますが、これこそ
はまさに減税であります。税法がわ
りましたために、まさに減る額であ
ります。従ひまして反対に税率を上げ
まして、税収入がふえますと、それは
もちろん増収でございます。自然増収
はあくまでも今の税法のもとにおき
まして、最近の状況から本年度幾ら
の歳入になるだろうか、その見積り
をいたしておるわけであり、先ほど
からたび／＼申し上げておりますよ
うに、昨年の十一月ごろの数字と、最近
の数字とは、支拂い賃金において相当
かわつておりますので、最近の賃金
をもとにしまして、これで計算いたし
ておるわけでございます。これは課税に
も実際に反映されて、最近毎月入つ
て来ております。それをもとにして計
算しておるということを重ねて申し上
げておきたいと思ひます。

○川野委員長 大蔵大臣がお見えにな
りました、実は大蔵大臣は予算委員
会にまた出席されることになつてお
りますので、大蔵大臣に対する質疑を
まづお願いいたします。川島金次君。

○川島委員 簡単に数点をお尋ねした
らと思ひますが、昨日もちよつと
主税局長にあらましお尋ねしたので
ありますが、納税ができませんので、
重ねて大臣に御答弁願ひたいと思ひ
ます。

それは今度の所得税の臨時特例法案
外二法案は、主として給與所得者に
対する減税措置だけであり、給與所
得者が今日の経済段階において、き
めて負担の過重を痛感しながら、生
計も困難な事情に置かれておることは
もとよりでありますので、この給與所
得者に対する減税措置を急速に措置す
るということは必ずしも異議はない。
しかし、給與所得以外の農業所得者
者、あるいはまた中小企業等におけ
る、ことに零細な所得階級が、引續き
過当な税率によつて過当な負担を背負
い込んで来ておる。その現実の問題を
当面に置いて何ゆゑに給與所得者だけ
の減税措置を講じて、他の農村及び中
小商工業を含めた業種所得、ことに零
細業種所得者の軽減措置を並行して行
うという方策をとらなかつたか。その
根拠をまず承つておきたい。

○池田國務大臣 なぜ農業、中小商工
業者の減税と勤労階級の減税を並行し
てやらなかつたかという御質問でござ
います、並行してやるのでありま
す。来年の一月一日から、すなわち昭
和二十五年分からは四月からあり
ます。予算的には会計年度は四月から
三月まででございますから、勤労階級
の減税は昭和二十四年度の補正予算で
出て参りましたが、所得税法から申し
ますと、二十五年分からはやる計画で今
行つておるのであります。もしシャウ
プ勧告のように二十四年分からは農業所
得や中小商工業所得をまけるのなら
ば、あなたの見解をもつてすれば、勤
労所得者もなぜこの十一月からまけ
ないか、こういうことになるのであり
ます。シャウプの勧告には、事業所得に
つきましては、申告納税の分について
は、昭和二十四年の所得からやる。勤
労階級には昭和二十五年の分からや
る。こう載つておりますが、この分は

私は二十五年の所得から一齊にやつて
行く、こういうことに改めたのであり
ます。

○川島委員 何か納税ができないので
すが、この臨時措置は言うまでもない
ことですが、とりあえず基礎控除は年
二万四千円、扶養控除は一万二千円と
なつて来た。これと今の農業所得者及
びその他の営業者には関係がないわけ
であります。この二万四千円及び扶養
控除一万二千円というのが、同時に
われわれ並行だということになる。し
かしこの暫定措置というものは給與所
得、源泉徴収分に対してのみ行われ
る暫定措置である、こう私は理解して
おる。そうすると、今大臣がおつしや
られた並行しておるとはなつておら
ないが、その点を聞いておるのです。

○池田國務大臣 所得の計算は、その
年の一月一日から十二月三十一日まで
を計算するのであります。しかしし申
告納税の分につきましては、納期が五
月あるいは十月というふうになつてお
ります。しかし勤労階級の源泉徴収
の分は毎月とることになつておりま
す。従ひましてもし勤労所得に対する
分が申告納税で年に三回とか四回とか
というのならば、何も今回の臨時国会
に出す必要はないのであります。二
十五年の一月一日から一齊にまけて行
こうとするときは、勤労階級も一月
一日からとつて行くわけでございます
から、今回御審議を願つておる。しか
して申告納税の分は、納期は第七国会
で御審議願つても十分間に合ひから、
出さなかつただけであります。

○川島委員 どうも何か三百代官式の
答弁でございますが、一体業種所得者
でも一べんにとるのだからという立論

○池田國務大臣 所得稅法の所得の計算は、先ほど申し上げましたように二十四年分の所得稅につきましては、一月一日から十二月三十一日までの所得を計算して納めるわけです。勤勞所得につきましては、毎月々々の源泉徴收になつております關係上、二十四年分につきましては十二月で納めてしまふ。そこで過不足があつた場合には一月において年末調整をやるわけです。

勤勞所得者はこの十二月で二十四年分

新たに二十五年分は一月一日から始まるわけです。私は二十五年分から減税して行きたい、こういう考えです。もし二十五年分から減税する場合に、今回の臨時国会で勤労所得者の減税を御承認を得なければ、一月からはやはり昔の税法で基礎控除一万五千元、扶養家族控除千八百円の税額で行くことになつて、これでは勤労所得者は困ります。

そこでシャウブ博士はなぜああいう
勧告を出したかということを申し上げ

ましよう。これは申告納税分については非常に今お気の毒だ。重税だということよりも、もつと端的に言えば、勤労控除の二割五分は多過ぎたのだ。だから控除は一割にして、そうして差額の一割五分は他の面で考慮しなければいかぬ、こういう信念を持たれた。そこで差額の一割五分を二十四年分の所得からやつて行つて、農業者、中小工商业者を助けたい、こういう信念のもとに勧告されたわけです。そこで一五

○川島委員 どうも頭腦明晰と言われる池田大蔵大臣に似合わない、三百代當的な言葉だと思ひます。一体勤勞所得者がこの一月から減税の処置を受ける。そうして二十五年に入つて、業種所得者は一月にさかのぼつて実施されるのだからという意味なんでしょう。

○池田國務大臣 その通り。
○川島委員 全体的には業種所得も二十四手巾の減税は一つも受けないとい

○池田國務大臣 勤勞所得も同じで

す。
○川島委員 勤労所得はわかつてお

る。それでシャウブ勧告もこれをやるべきだということを言つておる。そこで私は今の問題を取上げておるのです。どうもぼくには話がよくわからぬです。

○**池田國務大臣** 所得の計算を年度で
行くか暦年で行くかという問題です。
シャープ博士の農業者、いわゆる申告
納税の分は二十四年からまけてやる、
勤労所得者は二十五年からでいい、こ
ういうシャープ博士の勧告通りにやる

そこで次にお伺いいたしますのが、大體政府は本年度のただいま上程中の補正予算、これは明年度の總予算の前提となつておる。明年度の予算大綱も大体内定しておるやに承つておる。明年度の歳入、歳入の予算の大綱が大體でき上つておるといふことになれば、

必然的に税制に關する全面的な改正が、少くともまとまつていなければならぬ。私は考へておる。そこで大體

にお伺いするのですが、明年度の予算編成にあつての前提である税制の全

面的改正について、まとまつてゐる部分とまとまつていない部分、もし全体

がまとまつてゐるならばそのまとまつてゐる部分について、大綱をここに示していただきたい。

○池田国務大臣 大体の大綱はできておりますが、税率、基礎控除あるいは

扶養家族の点につきましては、ただいま検討中でございまして、まだ発表する段階に至っておりません。

○川島委員　それであればいづころそれが発表できる段階になるのか、見通しがあれば承りたい。

うことは、まことに納得ができないことになるのでありますが、その点はどういう関係なんでしょうか。

○池田国務大臣　大綱はまともつておられます。蔵入蔵出とも六千六百数十億円、こうまともつておるのであります。

す。税におきましても大体四千四百四十億円程度、あるいは四千四百五十億

す。しかしその内容につきまして基礎
控除をどうするか、扶養家族の控除を

どうするか、税率をどうするかという
こまかい問題につきましては検討して

○川島委員　それでは続いております。

ますが、まず所得税の問題について大綱がきまつておるといふ腹があることを前提としてお伺いしますが、この暫定軽減措置の一例をあげれば、基礎控除の年二万四千円、扶養家族控除の一萬二千円、勤労控除の百分の十という

この引下げ、それから五万円以下の百分の二十から始まつて三十万円の金額の百分の五十五にとどめるといふ、この暫定措置は、来るべき予算の編成の際に上程されるところの全面的の所得税改正にあたつても、これが基本となつて動かないものであるか、あるいはまたこれが若干動く見通しを持つておるのか、その点をひとつ伺ひました。

○池田國務大臣 今回の暫定措置は一応シャープ案によつて立案いたしました、しかもシャープ案よりも階級別にやつておりますために、シャープ案と同じところもあり、シャープ案よりもちよつときつゝいところもあります。従ひまして来年度におきましては、シャープ案よりも、しかもこの暫定措置よりもきつゝなることはありませう。シャープ案によるこの暫定措置よりも減税の分が大きくなりましよう。しからば基礎控除の二万四千円を何ぼにするか、扶養家族の一萬二千円の控除を幾何に引上げるか、税率の五万円以下二〇%から三十万円超五五%をどうやるかにつきましては、まだ来年の国民経済の状況といふことはつきりつかまえておりませんので、そしてまた各税の見積りを今計算いたしてありますので、申し上げられないというのであります。ただここではつきり申し上げることは、シャープ案よりも所得税がきつゝなることはないといふことを申し上げておきます。

○川島委員 それでは重ねてお伺ひしますが、大臣はたしか前国会の終了直後であつたと思うのです。真偽のほどはわかりませんが、当時新聞紙の伝えるところによりますと、今の国民の経

済生活の实体と物価の指数とをながめた場合に、現在の二万五千円の基礎控除では、これは問題にならない。少くとも戦前は、昭和十五年当時は基礎控除は百円だつた。年額は一千二百円だつた。従つて理想を言えば、一箇年に十二万円くらい基礎控除を必要とするんだ、こういうことをほのめかして、非常に大巾な基礎控除の引上げをやるかのごとき口吻を、新聞記者等に漏らしております。それからもう一つは、あなたの所屬する政党的の政務調査会では、シャープ案が出る前後において、基礎控除は少くとも一人年額二万七千円を最小限度とする、こういう政務調査会案といふものを打出して世間に発表されておる。こういう一連のことを考えますと、少くとも大蔵大臣は、今日の国民大衆の生活の实体と、国民が受ける物価指数の圧力とを勘案して、この二万四千円では少くとも満足しておられないのではないか。大臣の私見からすれば、二万五千円どころでなく、三万円、四万円にしたいのではないかと、いふうに受けとれるような談話が當時あつた。そこで聞くのです

が、この基礎控除の二万四千円といふものがはたして大臣は満足なものであるか。これによつて大臣の財政演説の中に言われるような、日本の経済を安定し、国民の経済生活は安定の域に達するんだといふ考え方を持たれるかどうか、これをひとつ承つておきたい。

○池田國務大臣 新聞に発表したかどうか知りませんが、あなたのお話にもあつた通り、理想を言えば税は安いに越したことはございません。しかし税をあまり安くし過ぎて———といふと語

弊があります、税をあまりとらずに、借入金によつて経済をまかなうといふことになる、かえつて減税が経済復興にわづらひする場合もあるのではありません。これはやはり基礎控除が非常に多額なことを望むのでありますが、これに達するのには、まず経済の安定をはかり、そしてみななが楽に過して行くような、いわゆる自立経済を立てなければならぬ。これであるのであります。従ひまして徐々に税の軽減に向つて進みたいと考えておるのであります。従ひまして、今シャープ案よりもきつゝはならぬといふことは、自分の考えております来年度の歳入歳出のわくのうちに、所得税につきましても、ひとつできるだけ軽減をするようにやつて行きたいといふので、努力いたしておる次第であります。その場合に、基礎控除を引上げるか、勤労控除をふやすか、あるいは税率へ持つて行くかといふ問題になりますと、これはよほど考えなければなりません。きのうも予算総会で申し上げておきました、二万四千円を二万七千円にいたしますと、全体で九十八、九億、百億足らずの減収になります。それから勤労所得一割控除を一割五分控除にして、五分だけ控除をふやしますと、百億あまりの減収になります。税率を五万円以下二〇%から始まつて、百万円超五五%といふことにして、その間の換算をやつて行くといふことになると、百七、八十億円の減収になる。こういうふうな状況で、私はとにかくお話の通りにできるだけ所得税を安くしたいといふので、日夜いろいろ計算をやつて努力いたしておるのであります。だから今後の財政状況、今後の租税収入

の状況等を見まして、できるだけ減税をはかつて行きたい。今年でできなければ来年度、私は今の状態で行けば二十六年度はもつと減税ができるのじやないか、かように考えておる次第でございます。私は財政計画を大体自分では立てております。今年の債務償還はどれだけ、来年の債務償還は今年の五、六割程度にとどめます。そして再来年はほとんど債務償還にあまり行かなくともよいといふことになれば、それだけ減税ができる。また安定の軌道に乗つたと申しておりますが、また安定の軌道に乗つたと私は確信しておりますが、うづかりするといふやなインフレになりにかぬ要素もなきにしもあらずでありますから、この際は理想にすぐ走らずに、着実に、ステップ・バイ・ステップ、経済の再建を見合いながら減税に向つて行こうといひたしておるのであります。

○川島委員 時間がないから、余分のことを言つていただかなくてもよいのですが、問題は、大臣はこの基礎控除二万四千円といふものを出して来たことに満足しているのかどうか。これで国民の、ことに勤労大衆の生活の安定に、現実において寄與できる確信を持つてやつておるか。この点なんです。これは基礎控除だけでなしに、扶養控除あるいは税率の問題をひつくるめて考えた場合に、それを聞いてい

るのです。

○池田國務大臣 これはよけいなことだとおつしやいますが、来年度の減税はどうか、そして再来年度の減税はどうかといふことは、これは今の税率をきめるとき、よけいなことでなく、ほんとうに重要なことです。私の

財政政策はこうだといふことで行つておるのであります。従ひまして二万四千円が満足するかと云つたら、決して満足しない、それはお話のように再来年度においてもまた実現できるだらう、こういうふうな言つておるのであります。繰越して申し上げますが、税はできるだけ少いに越したことはありません。しかも二万四千円をそれじや勤労階級も農業者も楽かと言つたら、決して楽じやない。この非常にいたましい敗戦下から飛び出たためには、相当のがまんをしていただかなければならぬ。しかしわれわれは徐々に減税に向ひ、徐々に健全財政をつくる。だから私は本会議でも言いました。このときに歳出も相当ふやし、減税にも充てる、こういう予算は今の世界でござんたさつてもあまり例はありません。これだけ日本の経済が安定しておると私は言ひ得ると思ふ。

○川島委員 それにまたよけいなことだ。どうも聞かないことを答弁されては困る。貴重な時間だ。委員長は時間を制限しておる。(笑聲)

大臣にもう一步突込んでお尋ねしたいのですが、今の日本の勤労階級、ことに所得十萬を單位とした以下の大衆、この階級の食糧費といふものは、生計費の六五%ないし七〇%、こういう事情になつておる。エンゲル係数の上からいつても、このように食費が六五%ないし七〇%を占めておるといふ現実の上に立つたときに、勤労大衆の生計といふものが、はたしてこの程度の減税によつて若干でも救われると思つておられるか。この点もひとつ伺ひしておきたい。

○池田國務大臣 今回の減税によりま

して、勤労階級はもちろん、他の階級も相当生計に楽を来すと思います。たとい米価が上りましても、あるいは運賃が上りましても、今までよりは楽になると考えております。

○川島委員 楽になるといふ確信がありませんれば、その確信の根拠等、何か数字的な説明を、われわれの納得のできるようにしていただきたい。

○池田国務大臣 政府委員をしていさせます。(「大事な点を逃けておる」と呼ぶ者あり) 私がこまかい数字を申し上げるよりも、その点は私の承認を得てつくりました数字を、政府委員からやらすことは当然だと思ひます。

○川島委員 それではさらに伺ひします。本年度及び昨年度の階層別所得というものの、政府から出された資料がある。それによると大体五万とか七、八万という者が圧倒的に多い。ところが今度の物価改訂、運賃の引上げとか、その他補給金の削減等からはね返つて来る物価の高騰、こういうことを一面的に見渡しますと、私の勘でありますけれども、非常に所得階層別の分布というものが、十萬円以上の者が非常に多くなつて来て、従来と主客転倒した形になつて来るのではないかという私どもは見通しを持つておるのですが、そういう問題について大臣が知つておられましたならば、この際示してもらいたいと思ひます。

○池田国務大臣 所得階層別は年々相当かわつて参ります。ことにわが国の今までのように経済がはつきりしていないときには、そのかわり方も多いと思ひます。今ここに正確な資料、数字を持つておりませんが、とにかくかわかることは当然だと思ひます。

○川島委員 かわかることは当然だといふことは、私の今のお尋ねをした内容を肯定されてのお話だと私は理解するのですが、こういうことになりなつたといひますならば、今ここに大臣が出されておる明年度の税制の改正の場合にも、大体これ以下にはならぬ。しかもこれより軽くなるといつても、そう多くを期待することができないといふことになりますれば、その所得階層別によつて十萬あるいは十五萬以上の者が非常にふくらんで来る。そして従来圧倒的であつた七、八萬の者が少くなつて来る。しかも十萬以上の者が多くなるといふことになると、この税制の改正をかりにやりますと、この政府が考へておるような非常に実質的な大衆の負担の軽減にはならないといふおそれが十分にあるのではないかと。すなわち生活水準といふか所得水準が平均して高くなる。たとえば農業者に言ひますれば米価の値上りその他の値上りで、やはり所得が上つて来る。それから給與者においても政府が最近言われているように名目賃金が引上つて来ると。こういうことを前提として考へると、この税制改正の前提である暫定措置程度のものが来年度実施されても、実質的には国民階層の大部分を占めるものの負担といふものは、必ずしも軽くなつて来ない。こういう形にならうと思ひますが、この点はいかがですか。

○池田国務大臣 インフレ下における増税、減税の問題を取扱つておられると思ひます。もし来年度において名目賃金がどん／＼上り、そしていわゆるインフレ様相を呈して来ますならば、基礎控除の二萬四千円あるいは

は税率の引下げ等でまかないきれまうまい。しかし私は大衆経済安定が軌道に乗るから名目賃金だけの上昇は来年はない、こう考へておられますので、この程度の減税で今の日本経済としてはがまんしていただくべきものじやないかと考へておるわけでありまう。

○川島委員 たとえば今の六千三百円の賃金ベースをくぎづけにするといふことになりますれば、この六千三百円の賃金ベースといふものは、昨年の六月現在の物価指数が非常に大きなウェイトをなしてで上つたものです。ところが一般の物価上昇があれば、政府は国民全体の所得がそれだけ多くなつたと計算を立てておる。そうすると、今年の初めあるいは去年の年末當時における十萬円以下の所得者に対する大市の減税であれば、それは実質的に税の軽減になつて来るけれども、大衆の所得といふものが転倒して来て、平均は多くなつておる。十萬円以上になる者が多くなつて来た場合に、この税法の改正程度では、必ずしも実質的には負担の軽減にならないという結果になることを、私は確信しておるのです。大臣はそういう考へは持たれないとすれば別問題であります。

第三番目は先ほど大臣もちよつと触れてあるのですが、三十萬円を基準として五五％と定める。この税率の問題でもまだ検討中であると言ひのがれらういがあるのではありませんが、私どもは——大臣はもとよりそういう考へを持つておると思うのですが、三十萬円を基準として打切つて五五％でとりやめておく。そしてそれ以上の所得者

に對しては、何ら累進的なものを定めておらないという、この税率の設定の仕方というものが、はたして税の根本的な本質的な建前から言つて妥當であるかどうか。こういうことについてきわめて大きな疑問があるのではないかと考へておるわけでありまう。

○池田国務大臣 三十萬円超五五％のこの税率は、今までのように所得に對しまして九十二、三パーセントといふふうな超過累進税率からいふと、いかにも非常な激変のようになつて来るのでありますが、この五五％をきめまう場合には、一応住民税の問題を考へなければなりません。しこしこして大体所得税の境界といふものがございまして、所得税の境界は私はイギリスなどは一時九七・五％までとつたこと

がありまうが、私は所得税の限度は八〇％か七五％ぐらいがいいのではないかと、この五五％をきめまうのであります。そして、この五五％と地方税の税率の二割といふのが住民税のことを考へますと、大体国の税率は五五％程度でこの際はいいのではないかと。これは資本の蓄積等あらゆる経済全般のことを考へてからの結論であります。しこしこしてもう一つの問題は三十萬円で五五％がいいか。五十萬円で五五％がいいか。百万円で五五％がいいか。これはまた検討しなければならぬ問題だと思ひます。税収その他はか

の間接税等のことも考へなければならぬので、税制全般の問題でございませう。従つて五五％の率を直すといふことは手頭考へておりませんが、三十萬円といふことについてはたゞいま検討いたしております。税収等の關係があまりから、はつきり申し上げられませんが、検討はいたしております。

○川島委員 この三十萬円を基準として、五十五で押えて累進は認めない。しかも五十萬円から始まつて百分の二十、しかも二十五萬円のわずかな開きの間に五十五という大きな段階がこまかくついている。私はこゝろ税率の立て方といふものは少額所得者に対して非常に重なり結果にはなる。しかも今年の物価事情、国民所得の事情から見て、おそろく二十萬円以上三十萬円といふものはほとんどになつて来るのじやないか、こゝろこゝろになつて来るとき、この五十五で押えて、しかも高額所得者に対して何ら累進の方法をとらないといふことは、地方の府県民税もしくはその他の市町村民の税率を考へましても、きわめて妥當でないといふことだけは言えるのではないかと考へる。その点について大臣がどう考へておられるのか、こゝろこゝろ考へ方を持つておられるのじやないかと思ひます。これに對する考へ方、これをどう直せばよいのかといふ腹案でもあれば、この機会に非公式でもよいですから聞かしてもらいたいと思ひます。あなた

○池田国務大臣 所得税の税率は地方の住民税と関連して考へなければならぬのであります。私見では、所得税、住民税、合せて最高税率は七十五が適當であると思ひます。しこしこし

の住民税と関連して考へなければならぬのであります。私見では、所得税、住民税、合せて最高税率は七十五が適當であると思ひます。しこしこし

の住民税と関連して考へなければならぬのであります。私見では、所得税、住民税、合せて最高税率は七十五が適當であると思ひます。しこしこし

の住民税と関連して考へなければならぬのであります。私見では、所得税、住民税、合せて最高税率は七十五が適當であると思ひます。しこしこし

の住民税と関連して考へなければならぬのであります。私見では、所得税、住民税、合せて最高税率は七十五が適當であると思ひます。しこしこし

て、今の財政状況を考へてみますと、お話の通り三十万円以上の人はざらにあるとおつしやいます、ざらにもないのでございまして、まあ三十万円以上の人は今の状態から行けば、合せて七十五くらいは負担をしていただかなければならぬ。そこで財政の状況がよくならねば、今の貨幣価値が申しまして、三十万円超、五十万円超、百万円超、二百万円超ということに行くのがほんとうであると思ひますが、これは財政の状況、経済の状況というものを考へなければならぬことである。そこで私が先ほど申し上げたように、基礎控除の問題、勤労階級の勤労控除の問題、税率の問題、三つあります。理論的に申し上げますと、私はまず基礎控除を上げるべきであると思ひます。それから税率について考へ、それから勤労階級の控除を考へる。理論的にはこうなつて参りますが、しかし實際面で行きますと、二割五分控除を一割控除にされるということになると、勤労階級にはかなりの痛手でございます。しかも中小の商工業者、農業者に対しては合算面でも相当の特典がありまから、理論を抜きにして、まず飛びつくとして一割を一割五分控除といふように、まず経過的には飛びつくべきものじやないかと思ひます。理論と實際と税制の経過的問題とを兼ね合せなければなりません。従つて、来年度の大幅な軽減はありますが、なおこの國民の負担の軽減、ことに勤労階級の軽減が考へ得られるならば、まずその方に行つてみたいというのが私見であります。理論的には基礎控除が先です。税率が二番、三番目が勤労控除の増額ということになりまして、五十

する農家の家族に対しても、適當な軽減措置を講ずるということが、必ず明年度の税制改正の場合には實現できるのだというふうに、われわれは理解していいのです。

○池田田務大臣 實現すべく努力いたします。農業者ばかりではございませぬ。中小商工業者にもやりたいと思ひます。また勤労階級におきましては、家族数、学生等につきましてはできるだけそれをやつて行きたい。税率とか基礎控除の問題より、今の日本の生活状態の實體に沿うような税制改正をして行きたい、こういう点を考へましたから、あまり基礎控除を上げたり、税率をどうこうというわけに行かなかつたのでありまして、除々につづなむのにして参ります。

○川島委員 最後にもう一点尋ねておきたいと思ひますが、通貨の発行の問題は、これまで財政、金融、物価事情等に大きな関連を持つ重大問題だと思ひます。年度末における通貨の増発傾向が喧伝されておりますが、大蔵大臣としては昭和二十四年度の年度末における通貨の増発は、現在の三千万圓を基準としてどの程度伸びて行くという見通しを持つておられるか。それからまたどの程度が最も望ましいものであるかという希望意見でもあれば、それをおわけて御明示願ひたい。

五ですえ置き、地方税等も考へてどうこうという点につきましては、よほど議論がありますが、しかし私は経過的に富裕税を置きまして、これは何も所得に対する課税ではございませぬが、大資産家に対しての、いわゆる所得の補充税とまでは私は申し上げませんが、補充税的な意味において富裕税もあることを御考慮くださるならば、今の財政状況からいって、この程度でいたし方がないのじやないか。しかし努力はいたします。

○池田田務大臣 實現すべく努力いたします。農業者ばかりではございませぬ。中小商工業者にもやりたいと思ひます。また勤労階級におきましては、家族数、学生等につきましてはできるだけそれをやつて行きたい。税率とか基礎控除の問題より、今の日本の生活状態の實體に沿うような税制改正をして行きたい、こういう点を考へましたから、あまり基礎控除を上げたり、税率をどうこうというわけに行かなかつたのでありまして、除々につづなむのにして参ります。

○川島委員 ほかの方も大臣に対する質問が残つてゐるようでありまして、最後に、これは本案とは直接関係のないことではありますが、きわめて國民的な関心事であり、重要なことであると思ひます。一言伺ひます。日本の今の経済の安定から復興に持つて行きます場合に、長期金融という問題がきわめて重要な課題となつております。この長期金融に対して何か政府は特殊銀行を通じて、特殊銀行の資本の増加あるいは債券の増加、こういうことを何か具体的に計画されてゐるというふうなことを伺ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 大体今年末の通貨のあり高は、いろいろ議論がありますが、私は大体昨年度程度ではないかという考へを持つております。その程度でちよいといふのではないか。すなわち十二月は三千五百六十億程度ではないかと考へております。

○川島委員 時間がありませぬから、まず一、二点お伺ひします。農業の所得というものは、言うまでもなく今日の日本の農業の實體では、一つの家族集體的な勤労の結晶である、こういうことが言える。そこでその農業に従事いたして参ります農家の家族の所得に対しては、私も勤労階級控除であるいはまたそれらの基礎控除を適用して行くべきが、最も現実的なやり方であると思ひますが、そういう事柄について大臣はどのように考へてゐるのかというのをまず簡単に伺ひます。

○池田田務大臣 農業所得を勤労所得と見るといふことにつきましては賛成でございますが、今の農業の實體から申しまして、家族が農業所得に参加してゐる場合については、適當な控除をやるべきであるという考へを持つておられます。しかしこれは明年度から實行して行きたい。その額につきましては検討中でございます。これによりまして農家におきましては、税率とか基礎控除の問題と同様、あるいはそれ以上の軽減が起る階級もあると思ひのであります。

○川島委員 そのことでもう一ぺんお尋ねしておきたいのです。たしか今の日経新聞紙上かと思ひますが、今の興業銀行あるいは中金、農業中央金庫、これらの増資の計画、それから具体的にはその債券の増発の計画が、きわめて明瞭に数字的に報知されておるの

です。あの点は大蔵省から出たのだと思ひますが、あの方向で進んでおるのですか。

○池田田務大臣 不幸にして日本経済新聞のその欄を読んでおりませぬ。どんなことが載つておりますか、私が今申し上げ得られることは今言つた程度でございます。

○川島委員 最後にもう一点尋ねておきたいと思ひますが、通貨の発行の問題は、これまで財政、金融、物価事情等に大きな関連を持つ重大問題だと思ひます。年度末における通貨の増発傾向が喧伝されておりますが、大蔵大臣としては昭和二十四年度の年度末における通貨の増発は、現在の三千万圓を基準としてどの程度伸びて行くという見通しを持つておられるか。それからまたどの程度が最も望ましいものであるかという希望意見でもあれば、それをおわけて御明示願ひたい。

○池田田務大臣 大体今年末の通貨のあり高は、いろいろ議論がありますが、私は大体昨年度程度ではないかという考へを持つております。その程度でちよいといふのではないか。すなわち十二月は三千五百六十億程度ではないかと考へております。

○川島委員 川島君に御相談しますが、あと大臣に対する質問の通告がたおさんございますので、またの機会にお願いいたします。

○川島委員 それではもう一点、年度末に通貨の発行量は大体三千五、六百億になるといふことになると、その通貨の増発に伴つて各種の物価にも影響が相當あるのではないか。その通貨の増発と物価関係とはどういふふうに見通され、どういふふうな考へておられ

るか。これを最後にお尋ねいたします。

○池田國務大臣 通貨と物価の関係は議論があるところですが、年末の通貨はあまり物価に影響はありませんが、季節的のものでございます。年末にとつと出て一月からまた収縮いたしますから、物価にそう影響があるものと考えておられません。

○川島委員 年度末の通貨です。

○池田國務大臣 お話の点が年末の通貨と考えておりましたが、年度末の三月につきては今年の三月程度ではないかと思っております。あるいは今年の三月よりちよつと上るかも知れません。この理由は租税収入が今年内において相当入っております。昨年より入りがよろしゅうございます。従つて一月、二月、三月の分は昨年ほどには入つて来ないということ、片一方では見返り資金が来年の一月、二月、三月からどん／＼出るようになりますから、三月末の分は今のところは今年の三月よりも上まるのではないかと。これは何と申ししても予想でありまして、あまり通貨のことを考えにする必要はないと思ひます。これは押えるでもなし、野放図に出すわけでもありません。

○川野委員長 内藤友明君。

○内藤(友)委員 大臣にお尋ねいたします。これはきわめて簡単明瞭なことである。それは農民の負担の問題であります。結論から申しますと、農民の負担は他の業者に比べて、大蔵大臣は重いと見ておられるかどうかという点であります。この夏休み中に大蔵委員会が招集されて、国会図書館の調査部でいろ／＼と調べられまし

た膨大な資料を事務の方から四、五冊いただいたのであります。この資料の中にもそういうところがずいぶんたくさん出ておるのでありますが、他の業者に比べて農民の負担が非常に重い。私はその印刷物を持つて来ておられませんから、具体的な数字を申し上げることはできぬのでありますが、非常に重い、こういうことになっておるのであります。そこでシャウ博士も日本に來られて、親しく農村を見ておられまして、調査せられた結果、これはなるほど重いというので、先ほど川島委員からお尋ねがありましたように、この十月からまけてやろうということになったのであります。私もこの委員会に關係しておりますと、各方面から減税の陳情に接するのであります。しかし私も一昨年頃からこれをやっておるのであります。農民から減税の陳情を受けたことはごく少いのであります。御承知の通り農地改革が行われました後に、農民の状況は、自作農階級になりまして、東京まで出かけて来ておられる税金の過重であるということを陳情する、その旅費なんというものはないのであります。ことに共産党の皆さんもこのことを顧みられないのであります。共産党も取上げられない。ただ黙つて農民は重税に苦しんで泣いておるのであります。そこで私が大臣にまずお伺いしたいのは、多くの國民階層の中で農業者の税金は特に重いと考へておられるかどうか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 これは所得のあるところには所得税を課する、この建前で行きますと、だれが軽くだれが重いということはな／＼困難なのであります。たとえばシャウ博士は現行税制で勤勞所得の二割五分控除は低過ぎる、こういうお考えを持つておる。そうして今の農村の状況からいって、成年の家族が農業所得に關與しておる場合においては、ある程度これは控除しなければならぬ、こういうことを言つておられる。シャウ博士の考へでは、今までの農民に対する現行税制は少し重かつたのではないかと、いうことを、お考えになつたようでありま。私もある程度それは是認できるのじやないかと思つております。私は中小商工業者に対して農業者が重いということは、今のところはつきり申し上げかねますが、シャウ博士あたりはそういうことを言つておられるのであります。

○内藤(友)委員 どうもつかまへてこられないお答えであります。先ほど川島委員も尋ねられましたように、十月一日から農業者の負担をまけるようにしつかりやれ、こういうふうな印刷物にはちゃんと書いてあるものであります。先ほど川島委員に対しての御返答は、来年一月からまけてやる、こういうのであります。ところがシャウ博士の報告は十月一日からやるようにしろ、こういうことになっておりますので、農業所得計算から申しますと、十月一日からでも計算はできるのであります。この報告と反したことが今度の暫定処置案に出ておるのですが、今度の通常国会にはこの報告通りのものを出しになるおつもりであるのかどうか。

○池田國務大臣 シャウ博士の報告はマッカーサー司令官並びに吉田総

理に出されたのであります。日本政府はこのシャウ報告の基本は採用いたしますが、個々の問題については採用してない場合もあります。すなわち酒の税金も早く上げると言われておりますが、上げません。取引高税は来年の四月からのを、これは早くやめた方がいいからといつて一月からやめる。織物消費税につきましても段階的にまけるといつておる。それで基本原則にはそういうふうにあります。必ずしもあの通りをやつて行く気持はないのであります。やはり日本の経済、日本の事情に沿ひ、また財政状況から勘案いたしまして、今回の提案をいたした次第でございます。しかば第七国会においてシャウ博士の二十四年度から減税するという案を出すかと言つたら、ただいまのところ出す考えはございません。

○田中(織)委員 この際大臣に二点ばかり伺つておきたいと思ひますが、今回国会に出された補正予算に二十四年度二百十三億の税の自然増収を見込んでおられますが、これの自然増収を二百十三億と見込まれた根拠をひとつ承りたいのであります。きょう午前の委員会では二十四年度の徴税の状況について伺つたのであります。所得税、ことに申告所得税につきましては、昨年度よりは若干いようでありましたが、なお十月末現在で二一％といふような状況であり、先行きな／＼徴税を予定だけ確保するといふことも骨の折れる問題だと思ふのであります。ことに先ほどからの川島委員、あらはにいたしたいのであります。シヤウ報告によつて減税が二十四年度

から実施されるということを、一般の農民にしてもその他の人々にしても期待しておるので、実際は二十五年度からでないかと実施されないといふことになつて来ておるのであります。そういう点から来年の一月から三、四月ごろまでに納めする二十四年度分の徴税につきましても、これはシャウ報告によつてまけてくれるという錯覚からもつて来て、納税成績にも影響を待つて来ることは当然だと思ひます。ありますが、大臣は補正予算の財源といたしまして、二百十三億の自然増収を見積りした根拠について、ひとつ御説明を承りたいのであります。

○池田國務大臣 この自然増収を年度内に出すがいか、出さない方がいいか、これは考えものでございます。今までも自然増収を出した例はございしますが、たとえば二八の賞與金を出すということがありました。いろ／＼な場合がありまして、おおむね出さないのを普通といたしております。今年なぜ自然増収を出したかと申しますと、あまりにもはつきり増収があるものであります。しかし片方には食糧の輸入が予定よりも六十万トンばかりふえて参りました。そうするとドツジ・ラインでこの四月のような観念で行きますと、この分を増税とか何とかでやる手もあるものであります。私は経済が大安定の軌道に乗つたのであるから、そういうことはいけな。急に六十万トンふえて来たから、今までの実績から見ても自然増収があるから、政府に入つた金で借入金を使わずに特別会計の方に入れよう。こういうことをやつた。そこで二百十三億円の自

然増収をどういふところから見たかと申しますと、法人の所得に対する法人税が予算の二百七十億に對して、これは二百二十七億円の増収がある。これは二百七十億に對して十月末で——多分資料をお持ちだと思ひますが、九十何パーセント入つてゐる。来年の三月まででございまして、二百二十、三十億は優に入つて来る。今度勤勞所得税につきましても御承知の通り十月末で六十何パーセント——これは毎日確實に入つて来ますし、十二月は多いのでございまして、これはもう百五十億近くの増収はつきり目に見えておる。しかも酒につきましては、いゝを非常に割當てましてしようちゆうとして賣つた。やみのカストリを退治してしまつて、どん／＼しようちゆうを飲ましたから、百億余の増収がある。これは確實でございまして、こまかい問題で言ひますと、相続税でも出て参りますし、印紙税でも入つて参ります。印紙税がなぜたくさん入るかと言つたら、罰金なんか非常に多くなつた。かういふところから入つて来るから、たとい取引高税とか織物消費税、物品税で二、三十億、四、五十億の減収は出ましても、なおかつ四百二、三十億の増収が出る。しかし振返つて見ますと、お話の通りに申告納税の分が、私が予算をつくりましますときには非常に少なかつた。そして十二月末でも二一％しか入つてない。去年は一九・九％入つてゐる。去年よりはよいが何にしても悪いといふので、今の状態を見きわめて、片一方では自然増収があるから、片一方では自然減収があるからといふので、百九十何億——二百億ばかりの予算を減らしたわけです。こゝやつて参りま

すと、私は二百十三億の自然増収が確實に出るというこゝろはつきり申し上げます。まだ控へ目にしてこのくらいでございまして、そこで考へてみますと、昨年度の申告納税は千二百億、勤勞所得税は六百二、三十億、しかし実績は勤勞所得税は去年も百億以上の増収が出ました。そうして一九・九％しか入つていない事業所得税も、千二百億に對してあまり赤が出なかつた。五、六十億ぐらゐでございまして、そうすると千九百億に對して四％ぐらゐならば八十億ぐらゐの減収と見ていいのですが、これは二百億の減収を見ておられますから、私は十分申告納税千七百億は入つて来ると思ひました。おるのではありません。決して水増しをやつて増収を見たわけではありません。日本の財政状態はしかくよくなつて来たといふことを申し上げます。

○田中(總)委員 決して私は水増しをやつた収入を見込んでおるとは申しておらないのであります。問題は私は本年度の申告納税につきましても、現に昨年より若干成績はいいものの、非常に困窮したところではあります。ことごとくに本年度の予算を編成するときからさうであります。農業について二四％、一般の營業について三五％の所得増加を見込んでゐることから、二十三年度よりも平均いたしました七割近いものを本年度において増収として見込んでおることに非常なむりがある。従つてその意味から現に国税庁の方ではいゝゆる中間便更決定を行つて、片方に国税庁で百万円以上のいゝゆる大口所得に対する査察班が、各地に出動しなければならぬといふ事情

にあるのであります。なるほど大臣の説明されたように、法人税その他の面から来るところの増収分がありましよう。しかしその面においてそれだけに申告所得税の面における苛徴請求の声は、現在あとを断たないどころか、むしろ非常に強くなつて来ているといふ面も、大臣にひとつ御考慮願ひなればならぬ。午前中にもこの点について大阪国税局管内の具体的な事例をお話して、大蔵当局に對して善処を要望した通りであります。

次に大臣もほかの委員会への出席の関係もありますから、もう一点だけ伺つておきたいと思ひます。それは先ほど川島委員から質問いたしました関係で、大体納税者のうちで三十万円以上の所得者と、五万円以上の所得者との所得者と、五万円以上の所得者に見込まれておるか。私は三十万円以上五五％できたという点にも問題があると思ひますが、これは先ほどの大臣の御説明も一つの考え方だと思ひますが、大体納税の實際の経験その他から見まして、三十万円以上はどの程度の比率になるか。その点を明らかにしていただきたい。

○池田(國務)大臣 私は税務に長くおりましたので苛徴請求ということが一番いやなのであります。決して苛徴請求はいいたしません。大阪の例がございまして、今大阪では申告状況は一番悪うございまして、高等財務講習所の全職員を大阪に出張を命じました。そして各財務局から二百人の、警備隊と申しますと何ですが、有能な人を持つて行つて、そして大阪財務局管内の徴税に當つております。とにかく地方によつて厚薄があつてはいけません

から、できるだけ実地調査をして厚薄のないようにあらゆる苦勞を拂つておるのであります。しかし何分にも勤勞所得税は、予算の千二百億が百五十億も増収をする。そして事業所得は、いゝゆる營業者あるいは農業者等から、千九百億の分が二百億も減収を来すといふことは、よほど税務行政上考へなければならぬことだ。昔の勤勞階級の所得と營業者、農業者の所得と比べて今年の予算を見ると、非常に世の中がかわつたことを感ずるのであります。そこで申告納税の分につきましてもつと徹底して調査したいというのが私の念願で、これが国民負担の公平を期するゆゑんだと思ひます。しかし苛徴請求をやつた税務官吏を教へてくだされば適當な措置を講じます。しかしあるところでは十分調査をしなければ、正直者がばかを見るという状況であるのであります。

それから所得の階層別の問題であります。これは私の大体の勘はわかりませんが、いゝゆる農業者と營業者と商業者あるいは勤勞階級とみな業種別によつて違ふと思ひます。私がこゝで勘を申し上げて、それが新聞やラジオになつたりするのがあつてもいいかもしれません。数字は申し上げない方がいいのじやないか。三十万円以上の所得者といふのは、パーセンテージにするとさう多いことではないと思ひます。

○田中(總)委員 これは確かにシャウブ勧告の中にもあつたと思ひます。けれども、今日の三十万円超の所得階層を大体一〇％と見てゐるようでありまして、その点について大臣の大体の勘といふものはどこにあるか。しかし

これは實際の徴税の關係から見て、過去におけるひとつのはつきりした比率といふものが出て参るべきものだと思ひます。その後の經濟事情の変化といふものはもちろん織り込まなければいゝがぬけれども、過去に出て来るの確たる数字といふものが出て来ると思ひますが、大臣の勘と言はれる点は大体どの点ですか。

○池田(國務)大臣 今言つたような業種別によつて違ひます。予算を組みますときには、累進税率の關係があるから一応の階層別はこしらへておられます。主税局長が資料を持つてゐるやうでありますから、主税局長から二十三年の実績をあとでお話申し上げます。

○田中(總)委員 もう一点伺ひます。今度の補正予算における減税の問題でございまして、すでに補正予算を中心とする折衝に入られた過程において、これは新聞の報道であるからどの程度まで真実かといふことも、問題であると思ひますけれども、大体取引高税を別にして、二百億程度の減税が行はれるといふ線に基いて折衝されたように、われ／＼は新聞紙上で承知しておりますが、今回国会に提出された予算を見て参りますと、約百億近い取引高税を入れたまゝで、減税は二百億こそこのものに相なると考へておられます。この点はもちろん今年度に行われぬ部分ですが、来年度に必ず實現することと思ひますが、われ／＼は大蔵大臣が少くとも取引高税を別にして、二百億以上の減税を行はれるといふ意気込みで折衝されてゐるというこゝで、非常に意を強くしておつたのであります。取引高税を入れて二百億といふので、

いささか期待はずれになつておりますが、この間の事情を大臣から御説明願います。

○池田田務大臣 ドッジ氏と私の話
は、どこへも公表しないことになつてい
ます。財務官と秘書官しか知りませ
ん。新聞に出ておることはうそだとい
つては何ですが、私は全然関與いたし
ておりません。それは補正予算を組む
ときに当初は二百三十七億の減税が可
能だ。つまり補給金を減じたために二
百三十七億の減税可能だといふふう
に発表された内容については、私は何
も言つておりません。いろ／＼の問題も
ありますが、私は一緒に出席して、ほ
かの財政政策、運賃の引上げ、米価の
引上げ等から考えまして、今の案が一
番よいといふことにいたしましたのであ
ります。

○林(百)委員 大臣もお忙しそうで
ありますから大きな問題だけをお聞
きして、こまかいことは政府委員から
お聞きしたいと思ひます。第一にお伺
いしたいのは、減税の問題と来年度の予
算編成の問題が大きく響いて来るので
ありますが、池田大蔵大臣の大きな財
政方針として、補給金を廃止して行く
方針をとられるのであります。それ
も、これが具体的にどの補給金をどの
ように廃止して行くかを考えたいと思
ひます。その次にその問題に
からみまして、補給金を廃止された後
の基礎物資の物価が騰貴するといふ形
が出て来ると思ひますが、この補給金
の廃止と、これが基礎物資への物価の
値上りというはね返り影響をどうい
ふふうに見られてゐるか。この点をお聞
きたい。

○池田田務大臣 補給金を廃止いたし

ましてわが国経済をほんとうの姿に
し、あわせて国際市場とのさやよせを
することは、私の財政政策の根本であ
ります。従ひまして就任以来補給金を
極力減少いたしまして、今年度二千二
十二億圓を大体二百四十億圓程度減
らして、これを減税の財源の一部に充て
たわけであります。しからばどうい
うものを減らしたかと申しますと、まず
石炭の補給金を減らし、鉄鋼に参り、
ソーダを少くし、マニラ麻等漁網関係
を減らし、来年度になつてからの補給
金は鉄と肥料、一部のソーダだけであ
ります。すなわち安定物資におきま
して四百億圓でありまして、それから
主食に対する輸入補給金が四百数十億
に相なつております。これだけでござ
います。私は当初、来年度の補給金は
八百二十五億と考へておつたのであり
ますが、まだ小麦協定に入つていない
こと等を考へまして、九百億にふやし
ております。来年度小麦協定に入りま
すと、九十二億の分が八十一億ル
びに下つて来ますから、輸入補給金
が減つて参ります。来年度におきま
しては鉄、肥料と一部のソーダをやめ
て、再来年度になりましたらば、主
食輸入補給金にとどめたいと考へてお
るのでございます。補給金を撤廃した
場合の物価への影響は一概には申し上
げられませんが、多分実質賃金の問題
で話したいと思ひます。たとえば鉄に補
給金をやめると、自動車に影響す
る。生ゴムの補給金をやめると、や
はり自転車のタイヤに影響する等い
ろいろな影響がありますが、一般物価水
準には大した影響はないと考へるもの
であります。そしてまたその影響の部
分だけは減税でまかなつて行こう、こ

ういふ方針で行つております。
○林(百)委員 今の問題に関連して、
そうすると補給金の廃止によつて安定
物資に対する値上りがある場合は、
将来は減税という形でこれを相殺して
行くといふ方針を来年度もとられるか
どうか。来年度もし補給金の廃止によ
つて安定物資の値上りがあつた場合
に、それが何らかの国民生活に影響す
るような事態が出た場合には、減税で
これを相殺して行く方針をとられる。
これは来年度具体的に何の場合にも、
そういう方針をとられるのかどうか、
これが一つ。

それから輸入食糧に対する補給金で
ありますが、これもやはり農林大臣
のほかに各大臣に関連して来ると思
ひますが、将来の方針としては、やはり
輸入食糧の補給金もなるべくこれを少
くして、国内の農業復興という面に切
りかへて行くべきだと思ひますが、こ
の二点を、補給金の問題についてお
尋ねいたします。

○池田田務大臣 来年度には補給金
が九百億圓程度になります。関係上、今
のシャープ勧告案によつて減税しよう
としておるのであります。再来年度に
おきましては、今の安定物資の補給金
が四百億圓減つて参りますので、そ
の分だけは減税その他の必要な方面に
向けられると思ひます。

また逆に申しますと、外国の小麦は高
過ぎるから、外国の小麦が安くなつて
来れば、輸入補給金は少なくなつて来
るのであります。従つて本年度の七百三
十億圓の輸入補給金が出て来た幾部分
は、アメリカの小麦の相場が下つて来
たことにもよるのであります。先ほど
申し上げましたように小麦協定に参加
いたしましたので、二百二十万トンの分が八
十二億圓程度で来ますならば、補給金
は、私は六十億圓ぐらゐ減る見込みで
あります。だからこれは日本のいわけ
の主食の価格と、外国の主食の価格と
の差を出すのが、主食に対する輸入補
給金であります。たとえば九十一億ル
びにいたしますと、横浜着の小麦は五
千四百圓になります。それが今
では、小麦の公定価格は三千二百圓だ
と思ひます。大体数字はあとから調べ
ますから御了承願ひますが、そうす
ると二千三百圓といふものが輸入補給金
になつて来る。運賃が安くなる、向う
の小麦が安くなつて横浜着で四千四百
圓になつて来るといふことになりま
すと、補給金はなくなる。それからま
た片一方から言つて、日本の米や小麦
が高くなつて来る。たとえば肥料に対
する補給金はやめて、米の値が上つて
来たならば、その差額は少なくなつて来
ますから補給金はなくなる。こういう
状況であるのであります。今までは非
常に差があつた。どこに行つたかわか
らぬように使つておつたのを、今度は
見返資金特別会計といふものにでき
て、それをはつきりいたすことにした
のであります。しこうして、いらぬこ
とを言うようでありませんが、来年度の米
は一月に値段をかせまして、たとい来
年の一月から二割の肥料を上げ、三月

から一割五分上げ、そして七月ごろ
からとつぱらつたにいたしましたも
来年中は米の値段は上げないつもり
で、一一％を一月一日から上げて行く
つもりであります。

○林(百)委員 私は補給金の漸減の方
法の具体的な手段として、少し大臣と
違ふ方法を考へておるのであります。
たとえばある特定の国にだけ特定の契
約によつて小麦を輸入する。あるいは
小麦協定に参加しておる特定の国だけ
の協約といふことになりまして、値段
あるいは数量の点で、やはり日本の
国のある程度のフリー・ハンドの点
が制限されて来る。もしたとえばアルゼ
ンチンのごとく小麦が非常に暴落して
おる。そういう場合には、アメリカあ
るいは小麦協定に参加している国以外
の非常な下つた国から小麦を輸入す
る。アルゼンチンのごときは二割も下
つておる。そういうフリー・ハンド
の方法を将来講ずることが大事だと思
ひます。それから先ほどあなた説明
にもありましたように、これは農林大
臣も言つておるのですが、たとへば今
年の予想より六十万トン余分に小麦が
入つて来た。これは農林大臣は、非常
なアメリカの好意であると農林委員会
で言われておるのでありますが、そう
いふ場合に、なるべく補給金を少くす
るというあなたの方針を、さらに輸入
の食糧の補給金にまで及ぼすといふこ
とで、そうしたある特定の国と協定に
基いて小麦を輸入するといふことか
ら、わが国の自主性を回復するとい
う方向に努力する意思があるかどうか。
またその可能性があるかどうかとい
うことだけ伺ひます。

○池田田務大臣 小麦協定は国際協定

でございます。特定の国との契約ではございせん。そしてまた主食の必要さは私の申すまでもないこととあります。御承知の通り、貿易が民間貿易になつて参りますので、貿易のインシアティブはこれから十分發揮できると思ひます。

○林(百)委員 次の問題としては、これも相当日本の経済問題については大きな影響を及ぼすと思ひますが、実は今日の新聞にもありましたが、円レートの問題であります。池田大蔵大臣並びに吉田内閣の政策としては、円レートを支持して、企業の合理化によつてポンド切下げに対して対抗して行くのだという方針を、堅持されておるようでありまして、スナイダー財務長官の来朝とけさの新聞によりますと、結局は円レートの問題について、何らか変更があり得るかというようなことが出ておる点が一つと、それから相当の企業家でもポンドの切下げに対する対抗として、円レートを今のままこれを支持して、企業の合理化という形でやる

と言つても、そう簡単に企業の合理化というものが出来るものではないし、大体機械化の過程において、また労働者の労働強化、低賃金というような問題については限度があるので、円レートを切下げることによつてプラス・マイナスのいろいろ複雑な問題がある。

円レートの問題については相当企業家自体の方にも意見があると思ひますが、この問題について池田大蔵大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。それについて、もし企業の合理化ということを中心とするならば、その企業の合理化の具体的な内容、日本の産業家としてはこういう点を考えるべき

じやないかという具体的な指示が、大蔵大臣にあるのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 円レートの問題はポンドを切下げましたあの日に、私が変更しないということをはつきり申し立てておりました。私からはつきり申し立ててから後に、司令部からもありますし、その後の情勢に何ら変更はありません。円レートの切下げはないということをお申し上げます。

企業の合理化によつてまかないがつかないことは、企業の合理化ばかりでも行きますまい。貿易振興についてはいろいろな手がございまして、しかし何をおいてもわが国の企業は合理化しなければいけません。その合理化の具体的な方針はどうかと申しますと、い

かにも日本の企業は戦後におきましての立直りが非常に遅れたと私は思うのでございまして、このごろでもインフレーションがまだ相当多い。ちようど為替レートを下げたならば輸出がよくなる。それは特殊の人はよくないまじやうが、日本の国全体はどうなるか。それからまた賃金を引上げて物価を上げて、こういうようにやつたら企業が興空まわりの何ものもならぬ増産でござい

ます。何と申しまして企業家の合理化をやらなければならぬ。それにはどうして経営をかえて行かなければならぬ。経営をかえるとはどういうことかというところになりますと、もう少し能率を上げなければならぬ。能率を上げるにはいろいろな方法がありまじやうが、非常に設備その他が悪うござい

ます。外国の人に言わせまじやうと、日本は今ほとんどストラップの機械を使つて

やつておる。これでは能率が上らないというやうなことを言つておるやうであります。私は設備の補修改善をやるのが一番必要だと思ひます。そしてまた事務的にも高能率、高賃金が必要だと思ひます。こういうことが合理化のさしむき手をつねなければならぬ問題だと思つております。

○林(百)委員 もちろん設備の改善はけつこうだと思ひますが、その問題の能率を上げるということ、高能率、高賃金ということは、要するに勤労階級にとつては実質的な賃金の低下であるいは企業整備、首切りという形を意味しておるのではないかとわれ／＼は考へる。こういう要素も企業の合理化の中に入るから入らないか、お尋ねいたしま

す。

○池田國務大臣 これは首切りという言葉は悪うございしますが、とにかく国全体として立つて行かないやうな場合には、やはり合理化して行かなければならぬ。そしてその間に首切りが起れば、やめた人についてはまた職を見つければいいのであつて、戦後の状態をお考えになつてもおわかりになるやうに、同じ仕事をやつておる会社で、戦後早く立ち上つて整備をして再出発をしたものは非常によくなつておる。い

つまでも経営者が経済界の見通しをつげずに、労働攻勢に押されて優柔不断であつた会社は今なお困つておる、こういうことをお考えになりましたら、国の経済をどうやつて行くかということについての示唆がわかると思ひのであります。

○林(百)委員 あなたの示唆というのは、大体首切りということも企業合理化の中には含まれるということに、解

釈してもいいように思われます。この点はあなたと水かけ論になります。そこで次の問題であります。これはこまかい点はまた平田主税局長に聞きたいと思ひますが、この源泉徴収の自然増の百四十九億であります。これは大蔵大臣に言わせると、これが六割もとれておる。これがこのたびの減税並びに補正予算を組む上について、非常に大きな要素になつておるやうであります。この源泉徴収分の自然増というのは、一体日本の勤労所得者に対する名目賃金全体が上つたということ、そういう数字が出ておるのかどうかというところが一つと、かりに日本の勤労階級に対する名目賃金全体が上つたとすれば、それはやはり実質的な生活の必要から上つておるのであつて、それを自然増という形で、今度の減税で五十六億くらい減つておりますが、結局は九十二億くらい自然増になる形になると思ひますが、そうすると実質的な生活の必要から名目賃金が上つて来たとして、それはやはり余裕としてとつておくべきものであつて、それに税金がかかつて、それを今の税率でとつてしまふということになると、実質的な生活に切り込むことになるから、実質的な生活の賃金というものは下つて来るやうに考えられる。そこで質問を要約しますと、この源泉徴収による百四十九億の自然増というのは、結局名目賃金が上つたためであるかどうか。その名目賃金が上つたことに對して、この自然増という形でどうした税金をとつて行つても、実質的な生活には何ら影響がないかどうか。この二つの点をお伺いいたします。

○池田國務大臣 名目賃金が上つたと

か下つたとかいう問題ではございませ

ん。見込んでおつた予算よりも収入が多かつた、これだけでございまして、個々の人について見れば、あるいは名目賃金の上つた人もありまじやうし、また下つた人もありまじやう。この予算は昨年十一月のベースで見たのであります。その後いろいろな給與の状態が予算よりもかわつて来ましてやうな

つて来たのであります。

○林(百)委員 これは結局勤労所得者階層全体からいつて、やはり所得が上つて来たから最初の見込みより自然増が出て来たというやうに、われ／＼は解釈するわけですね。そこで一体實際所得階級全体に対する給與賃金が上つておるかどうかということが、第一の問題であります。私の方の調査による

と、たとえば厚生資金を打ち切つてしまふとか、あるいは労働時間を延長するとかいうやうな形で、名目的に現れた賃金は上つても、労働の実質が非常に強化されておる。実は名目賃金が上つても、実質的には賃金は上らないことになつておるわけでございます。

この労働の面だけから見ても、それにいろいろの物価の値上り、いろいろの影響があつて、むしろ勤労階級の生活の実態としては赤字である。これはまあ吉田内閣としては、勤労者の生活も安定に向ひ御同慶の至りだということ、安定本部長官まで言つておるわけでありまして、生活の実態からいへば、決して御同慶の至りではないので、むしろ非常に赤字が加わつておる。こういう勤労階級全体の実相からいつて、この源泉徴収の自然増というものをこのままやつて行けば、むしろ負担は重くなる。実質的な負担という

を伺いたい。

○池田国務大臣　これは国税を審議いたしますときに、地方税も当然一緒に審議しなければならぬ問題でございます。従いまして先ほど来からの御質問にお答えいたしますように、すなわち

最高税率の問題とかいろいろな問題で
関連いたします。しかし地方の分は相
手が非常に数多いのでございます。そ
して各団体ごとに負担力その他が違つ
て参つておりますから、よほど考えな
ければならぬと思います。国税に関し
まする資料は相当程度シャープ博士も
握つてお考えのようでありますが、地
方税に対する資料は国税ほど握つてお
りません。従いまして率とか税収入に
つきましては、相当変更があるものと
見込んでおります。せつかく今地方自
治庁等と連絡いたしまして検討中でご
ざいます。

○林(巨)委員 私は終りました。

○川野委員長 それでは税に関する三
法案に対する質疑はあとまわしといた
しまして、先日質問終了となりました。

日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題として討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。前尾繁三郎君。

○前尾委員 私は民主自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案について、賛成をいたすものでございます。すなわちこの法律は先般専売局から専売公社として発足いたしましたその当時におきまして、当然改正すべき問題であつたのであります。それが延び／＼となりまして、ただいまこの改正案が提出されたわけでござ

いますが、内容を見ますと、当然会計規則としてこういうような法律を要することでもありませんし、なおまた公社として、国の会計と違ひまして、かなりの弾力性を持たせるといふところにそのねらいがあるのであります。当然の手法でありまして、何らこれに対して特に異議を申すべき筋合いはないのでございまして。ただ希望といたしましては、なお将来詳細に検討され、よりよい法律にしたいのであります。この改正で十分と考えるので、本法律案に賛成をいたすものでございまして。

○川野委員長 田中蔵之進君。

○田中(蔵)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本改正法律案に対して反対の意思を表明するものであります。本来日本専売公社並びに日本国有鉄道法は、新しい企業形態としての発足をいたしたものでありまして、専売公社法の中にも、これは日本国有鉄道とともに、経理については公共企業体に通ずる経理に関する法律を制定するということを、明記しているものでありまして、公共企業体の共通した問題といたしまして、そうした経理に関する単行法を制定すべきであるのであります。その本来の公共企業体のいゝゆる独立採算制に基いたところの、経理の自主性を中心とした法律を制定しなければならぬにもかかわらず、従来の専売局の会計規則をそのまま踏襲するといふところに、まずわれわれが反対する根本の理由があるのであります。ことに日本専売公社は、御承知の通り本年度におきまして千二百億、明年度におきましてほぼ同額の益金を出しまして、日本の国家財政に

寄與するところの特殊なる企業でございまして。従いましてこの企業を継続するという建前に立ちますならば、経理の面におきまして、他の部門と違つたところの、相当弾力性のある行き方をさせるべきであることは当然であります。ところがこの改正法律案にはそういう点のごとく抹殺せられておるのでありまして、われわれはその意味におきまして最小限度といたしまして、専売公社が策定いたしました予算につきまして、大蔵大臣がこれを調整するにあたりましては、専売公社のいわゆる民主的にしてかつ企業能率の向上に資するような点を、十分考慮しなければならぬといふ点を、三十四條の二項に但書としてつけ加えること。

また公社は、もちろん予算に予備費を計上することになつておるのであります。予定いたしました予備費でなおまかない切れない場合が生ずるのでありまして、そういうような場合における予備費に不足を生じた場合の規定も、これだけ事ここまかに経理に関する規定を制定いたします以上、当然やらなければいけません。ことに専売公社と同時に発足いたしましたところの日本国有鉄道につきましては、今回の改正案にそうした規定があるにもかかわらず、予備費が不足した場合の規定が本改正案にはないのであります。そういう意味におきまして、第三十六條の二項といたしまして、新たに公社の予備費が不足した場合におきましては、「予算の定めるところに従ひ、専売品の売上額の増加により収入の見積りを越える収入に相当する金額を事業のため、直接必要とする経費に使用することができる。」といふ旨の規定を挿入

すべきである。

さらに専売公社の従業員給与が、絶対に赤字の出ない必ず黒字を出すという特殊な性格を持つ専売公社におきまして、なお他の企業体である鉄道公社よりも待遇が悪い。さらに一般の公務員の給与にもはるかに及ばないといふような状態に陥つておる關係から、われわれは専売公社に働く職員並びに一般従業員の努力によりまして、生産原価の引下げが行われ、またこれら職員の努力によつて売上量が増加した等によりまして利益金の増加分につきましては、待遇改善を含めましたところの職員の厚生施設、その他福利増進のためにこれを使用することを規定する旨をもつて、四十三條の十三の第四項として、「専売品の生産原価の引下げ、売上量の増加等による利益金の増加分については、職員の厚生施設その他福利増進に資するよう使用することに努めなければならない。」といふ訓示規定を挿入すること。

さらに、改正法には専売公社の所有する重要な財産を譲渡し、または交換しようとするときは、必ず国会の議決を経なければならないという規定が挿入されておりますが、この点は、専売公社は御承知の通り公共企業体として、全国国が出資いたしておりますところの、いわば国民のものであるといふ建前から、譲渡もしくは交換する場合のほか、あるいはこれを担保に供する、あるいはまた貸しつけるといふような場合においても、当然国会の議決を経なければならないという規定を挿入すべきであるといふ点。

さらに最も重要なのは、四十三條の二十一におきまして、専売公社の職員

に対する給与準則を定めなければならぬという規定につきまして、われわれは当然公社に給与準則を持つことには反対するものではございませんけれども、四十三條の二十一の後段におきましては、この給与準則については一事業年度の国会の議決を経たところの予算の中で、しかも給与総額を越えてはならないといふことで、国庫から予算をもつて専売公社職員の給与をがんじがらめに縛ろうとするところである規定を持つておることに対しては、これはきわめて不当である。ことに専売公社の職員につきましては、その公共企業性にかんがみまして、憲法で保障されましたところの労働者の基本的権利であります罷業権が奪われておる。そういう代償といたしまして公共企業体労働関係法という単行法が制定されまして、罷業権を奪つたかわりに強力なる調停委員会、あるいは仲裁委員会によるところの待遇改善の機会を與えておるのでありますから、現に専売公社の労働組合から、この公共企業体労働関係法によるところの調停を申し立てられておる段階である。当然給与ベースその他の労働条件が変更されるような状態にある矢先でありまして、から、予算をもつて、ことに国会の議決を経た給与予算で、かりに補正予算等を出す形による救済方法があるにいたしまして、こゝに規定を挿入することとは、法制的な点から申ししても不適当であるといふ見地から、四十三條の二十一の後段を削る。

以上五つの最小限度の修正をわれわれは考へておるのでありますが、この点につきましては委員会の質疑を通じて、政府側にこれらの点についての修正を行ふ意思がないかといふことを、われわれはたびたび質問をいたしたのであります。政府側ではこの点について明答を與へない。修正に応じられない態度を示されておるのであります。政府側が現在の段階におきましても、われわれが最小限度専売公社の企業独立性と経理の自主性を確保する見地、さらに三万八千余、臨時職員を合せますならば、四万を越えますところの専売公社職員の福利増進のために、最小限度必要だとするところの修正に、最小限度必要ならば、われわれは本案に対してあえて反対するものではありません。現在の段階におきまして、われわれの最小限度の修正意見をも政府側はのむことができない。こゝに建前に立ちますならば、われわれは本法法律案は専売公社の設立の趣旨を没却して、いたずらに国庫収入に重要な關係を持つていふといふ面につけるところの悪法である。ことにこの点は専売公社法に規定をいたしておりますところの、公共企業体の経理に関する単行法を制定しなければならぬ義務を放棄いたしました。従来の専売局の会計規則を、そのまま公社に押しつけようとするところの悪法であるといふ建前におきまして、本法案に対しては遺憾ながら反対をするものであります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主野党野党派を代表しまして、本案に賛成するものであります。本法案は官公債専売から公社経営に移した趣旨を徹底させるために、公社独立の会計制度を樹立して能率的な運営をなさんとするものであつて、そ

の趣旨においては賛意を表するものであります。しかし所期の効果をあげるなどとは、制度の改正そのものよりも、むしろ公社当局の企業運営に対する努力いかんにかかっていることに注意を喚起したい。以上の見解のもとに本案に賛成するものであります。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 私は日本共産党を代表して本案に対して反対の意を表するものであります。最近政府内部におきましては、タバコの民営移管の問題がありまして、先ほど衆議院次官もタバコを初めて電氣通信並びに国鉄等をやがては民営にしたい。その第一歩として政府は目下タバコの民営移管を研究中である。しかしながらまだ通常国会にも出さぬかもしれぬということを言われまして、大体こういう建前で今日のタバコの専売公社というのが経営されております。もちろんタバコ民営の問題についてはこの法案の關係外ではあります。しかし今日民営の問題は、全国耕作者六十万、従業員四万、それからまた一般のタバコの消費者に対して大きな影響があるのでありますから、こういう建前から今日この法案が論議されるのであります。共産党は前もって公社の切りかえということにも反対しましたが、この法案の内容につきましても、依然として大蔵大臣の権限が強化されている。言うまでもなく今日の公社の企業というものは、やはりある程度企業体である關係から、会計において十分広汎な責任と、創意的な経営に対する能率を發揮させるという面がなければならぬ。ところがこの法案によりまして、依然として大蔵大臣がその資金の調達面

から、あるいはその他労働者の給與の面、予算の面等におきましても、きわめて煩わしいところの行政的な経営の方針になつてゐる。つまりこの会計の規則の改正の面では、まったく企業経営と行政経営というものがごつちやにされている。こういう点が第一のわれわれの反対の理由なのであります。こういう結果から今日専売公社におきましても、たとへば第一、四半期の生産報奨金等が、その四半期が終つて次の四半期に來なければならぬということになる。それがために従業員諸君の生産意欲も減退してゐる。こういう事実も明らかになつてゐるのであります。これがさらに今度の法案によつて強化されるということは言えないのであります。

第二の理由といたしましては、御承知のごとく先ほど田中委員からも発言がありましたが、専売局の従業員諸君の給與の問題等をきわめて低劣な賃金、あるいは農民に対するところの低い報奨金、こういうものによつて縛つてゐる。これでのつぎならぬようにしてゐる。特にここで指摘したいことは、今日専売局においては、先ほど通りました定員法によりまして、大体三万八千人を使用しておりますが、そのほかに千二百億の税収をあげるためには、やはり千二百億の名のものを毎日臨時工として雇つてゐる。それを使用しなければ千二百億の税収をあげられないという段階に今日來てゐる。こういう事実を見ましても、先ほどの国会で通過いたしました定員法というものが、どんなに事態を無視したばかりの法律であつたかということが明らかである。しかしながらこれがために

損害をこうむるものは従業員でありまして、二箇月ごとに雇入れを勵行されるところの臨時工などは、やはり一つの差別待遇を受ける。一般の従業員以下の待遇をもつてます。低賃金を押しつけられる。こういう結果に今日なつてゐる。こういう意味から申しまして、今日この法案によつて上の方を大蔵大臣によつて縛られれば、まず従業員諸君の生活ははるかに耐えがたいものになつて行く。また農民に対する賠償金の低いという点から、また最近における肥料の値上げ等によりまして、現在においても茨城方面においてはタバコ耕作農民がタバコの耕作を放棄してゐる。こういう実情があるのであります。こういう点から見まして、ますますこの面がこの法案によつて強化されるということを、われわれは断言せざるを得ないのであります。従つてわれわれはこの法案の実施が、全従業員並びにタバコ耕作農民に及ぼす影響がきわめて多いというのみでなく、今日の公社経営自体が、いいタバコをつくりたい、おいしいタバコを安くつくりたいということ、今日大蔵当局の官僚行政がはばんでゐるという事実もあるものであります。こういう点から私たちはこの法律案に対しては断然反対する。こういう共産党の意見であります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り決定いたしました。なお報告書その他のことは委員長に御一任願います。

○川野委員長 この際皆様にお諮りしたいことがございます。それは明後二十一日の公聴会における公選人選定の件についてであります。昨日の委員会におきまして御報告いたしました公選人中、農業復興會議總務部長保田壽氏、南大教授都留重人氏は都合により出席できない旨通知がありましたので、そのかわりとして朝日新聞論説委員土屋清氏、及び全国指導農業協同組合連合会農政部長尾田二郎氏の二名を、公選人として選定いたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようです。からさよう決定いたします。

○川野委員長 なおこの際御報告いたしておきます。それは本委員会より要求いたしました旧軍關係債權の処理に関する法律案に関する資料の件であります。要求資料中「終戦當時の特殊物件拂下状況（終戦後における臨時軍事實支拂明細書）」につきましては、その量が膨大でありまして、印刷が間に合はぬ事情にありますので、昨日の理事會におきまして政府側の懇請をいれ、委員長の手元に一部だけ保管いたし、委員の方には随時ごらん願うことに決定いたしました。この点御了承願いたいと存じます。なお参考のため委員長の手元にある資料の名を申し上げておきます。まず厚生省復員局より提出せられました「第二国会不当財産処理委員會報告」、これは特殊物件に関するものであります。次に同じく厚生省復員局より提出されました「臨時軍事實支拂明細書」の昭和二十年八月十

四日以降の「官有物件拂下調書」、以上であります。以上御報告しておきます。なお重ねて御報告申し上げますが、それは昨日お諮りいたしました国際觀光ホテル整備法案に関する、觀光委員會との連合審査會開会の日時についてであります。本日觀光委員長と打合せの結果、来る十一月二十一日、月曜の午後一時より開會することに決定いたしましたので、御報告いたしておきます。

○川野委員長 次に税法三案に対する質疑を続行いたします。先ほど田中委員の質疑に対する政府委員の答弁が保留になつておりますので、この際答弁を求めます。

○平田政府委員 三十万円超過の調べのお尋ねがあつたと思ひますが、二十三年分の実績は、詳しい統計を調整中でありまして、後ほど提出いたしますが、それによつて計算してみますと、申告所得税の方で所得で一一・八%、人員で二・一%、全体の所得税を通じますと、所得で五・九%、人員では〇・八%という数字に相なつております。○田中（總委員）二十三年度の実績で、申告の方で一一・八%、人員で二・一%ということでありまして、私の方で調べたのと大分開きがあるのであります。これは一つの側面的なものになると思ひますけれども、各國税局別に二十三年度の実績のものを調べていた数字ともあります。私の方で調べた数字もありますが、それと大分食い違ひがありますので、そうしたことが、先ほど川島委員から大臣に質問いたしましたように、三十万円以上を五五%として一律に押えて行くということと

非常に深い関係がありますから、各国税局別のものを出していただきたいと思ひます。

なお先ほどの大臣の答弁の中で、五五%を百万円以上ということにするならば、百七、八十億の減収になる。これは大臣が予算委員会で申された数字であらうと思ひますが、そういうことを言われたと思ひますが、そういうことを言われたとは思ひませんが、私には、その点はどうも理解できないのです。が、国税庁長官なり主税局長の方で、やはり同じような見解を持つておられるかどうか。

○平田政府委員 最高五五%にいたしますと、順次税率を上の方にずらして行くことになると思ひますが、大臣のお話になりましたのは、当然下の方から順々に税率を上げて行きます。最高を五五%にした場合の一応の計算をお話になったのではなからうかと思ひます。私も最高五五%という税率をつくつて、あとはそれに合して適当な税率をつくりますと、やはりそういうふうになるかと思ひます。

○田中(總)委員 なお私こまかい点を尋ねたいのですが、私の要求した国税庁長官が見えておりますので、酒税の問題について一点だけ伺つておきたいと思ひます。おそらく現在の造石数は百二十万石だと聞いておるのでありますが、酒税の徴収関係から出て参るところの百二十万石に対する割水の平均は、大体どの程度になつておりますか。この点を示していただきたいと思ひます。これは税の關係で、割水した部分は、税金を納める意味において当然出て来ると思ひます。

○高橋(衛)政府委員 ただいまの割水歩合が幾らであるかという御質問についてお答えいたします。清酒につきましては、大体平均的に申しますと一八・五度くらいは原酒ができるのが普通であります。従つて規格は十六度または十五度になつておりますが、全体の平均として考えますと大体一五%くらいの割水になつておると思ひます。

○田中(總)委員 私の伺つたのもそれくらいであります。ところがそういたしますと、増石数は大体二十一万六千石出ているので、合計の売上げ石数が百四十一万石になると思ひますが、これは酒屋さんの実際の経験から聞いたのであります。この割水歩合というものは、税務署で税金の關係で申告をするのが、今申します一・八割ということになるわけでありまして、實際は四割割水してある。最近われわれが飲むところの酒が非常に水っぽいと思ひます。原因はこういうところにある。そういたしますと、ここに四割から届け出でござりますと一・八割、一・八%のものを差引きますと、二割二分というものが實際は割水してあるが、税金が納まつておらない。こういうことに相なるのであります。そういたしますと石数によつて二十六万石になりまして、五百円平均といたしまして、酒屋さんの關係において百三十億脱税しておると計算に相なるのであります。この点は大部分酒税の自然増収があるというところを、先ほど大蔵大臣が得々と言われたのでありますが、相当零細なる、ことに申告所得について調査をせられておると思ひます。酒屋さんのように数から申しまして少いものをびしやつと押えることにによりまして、ここに百億内外の脱税を

補捉できるということになれば、相当国税庁としてもやりよくなると思われませんが、この点について国税庁長官の意向を聞いておきたいのであります。○高橋(衛)政府委員 酒造業者の監督につきましては、税務署におきましてきつめて厳重な監督をしております。まず最初に醸造をいたしますところまで、でき上つた酒精度並びに酒量を必ず監督しております。しかる後に割水する場合におきましては立会いをいたしまして、倉出しの石数もはつきり見当を出しております。従つて御説のようないふことが起り得るはずはないと思ひます。しかしながらもしもそういふような事実がどこかにあるとしたらすれば、これははなはだしい悪質な脱税者と考えますので、ぜひひとつお教を願ひたいと思ひます。

○松尾委員 ある会社で従業員に交通費としてささいな金銭を給料とともに渡しておる場合には、税金の課税対象になるのでしょうか。○高橋(衛)政府委員 交通費として各従業員または職員に支給いたしましたものも、所得として計算されます。従つて課税の対象になるものであります。

○松尾委員 それから従来ですと、それが所轄税務署においてはとらなかつたものが、急に二年さかのぼつてとりたいというような通告を受けたのであります。しかもこの十二月一ぱいにこれを徴収してしまふといふので、会社の方ではこれを拂えないから従業員の方から拂うといふような、政治的問題が起つてゐる事実があるのでありますけれども、これに対して支拂い方法を何とか考えていただくわけに行かないでしょうか。

○高橋(衛)政府委員 税務署の見落しによつて課税されていなかったといふような場合におきましては、さかのぼつて税の徴収をするということも、またやむを得ないことになると思ひます。

○松尾委員 しかし見落としということもございまして、特別に支拂い方法を講じていただいたらどうか。これは一つの大きな会社であります。もう一つは国鉄の問題であります。もう一つは国鉄の夜勤手当を出して四十円から十五円の夜勤手当を出しておつたのです。助役の地位にある人は四十円くらいというのであります。けれども、これも今まで課税の対象としていなかったのだらうであります。しかしここに至りましてこれを発見いたしましたので、二年さかのぼつてこれを至急に徴収するということになりましたので、それが二億圓にのぼるのだらうであります。そうして年末で物入りのときにあつて、政府の言うような年末資金、越年資金などの特別の御考慮を願えないといふようなことにあるときに、一人三、四千円ずつ一度に徴収されるということは痛いと痛いと申すので、たいへん大騒ぎをやつて、先日官房長官をお尋ねしましたところ、かようなささいなものは、おそらく課税の対象にはならぬよ、こういうお話をいたしましたので、それならばそういうふうな了承いたしますからというので、きびすを返そうといひましたら、これは変だと思つたらしく、係に調べさせたところが、やはり対象になるらしいからちよつと持つてくれ、こういうお話をいたしました。これを長官の方で何とか考えていただく方法

○高橋(衛)政府委員 国鉄の問題につきましては、実は三、四箇月前にある職場を調べた際に発見いたしました結果、おそらく全国にあるだらうというところで全国的に調査いたしました結果、ただいまのお話に大体近い数字の捕脱額があつて参つたわけであり。これは宿直料とか夜勤料といふようなものが大部分でござい。これらに対しても、金額はわずかでありまして、次々に重なりますと相当の金額になります。またその性質上、所得に属することははつきりいたしておりますので、どうしても支拂つていただくということが必要であると考えます。しかしながらあまり急激な徴収ということもむだと思ひますので、その点は国鉄当局とも十分打合せをした上、お支拂を願ふという建前にいたしておるのであります。

○松尾委員 それでその支拂い方法、徴収方法についてどのような結論が出たのであります。○高橋(衛)政府委員 はつきりした具體的なことは、こまかくいろいろ打合せをしておりますので、ここに資料を持つておられますために申し上げかねますが、これはぜひいぶん長くいろいろ研究しました結果、できるだけお支拂いになりやすいような方法で、しかしながら全部支拂つていただくという方法で打合せをした次第であります。

○松尾委員 そのときに延滞利子のよくなものも課税されるのであります。○高橋(衛)政府委員 延滞利子はいかなる場合においてもかけられるのが原則であります。

○松尾委員 延滞利子はいかなる場合においてもかけられるのが原則であります。

○松尾委員 延滞利子はいかなる場合においてもかけられるのが原則であります。

○松尾委員 延滞利子はいかなる場合においてもかけられるのが原則であります。

○松尾委員 その場合に、国鉄とも言うべきところから、政府の手落ちというものが十分あると思うのですけれども……。

○高橋(衛)政府委員 それは国鉄の方に聞いていただかなければ私どもにはわかりません。

○松尾委員 そのほかにもう一点平田主税局長にお尋ねしたいのですが、物品税のことにつきまして、四十五條におもちゃが入っております。それから四十八條に文具が入っておりますが、これは子供に關係していることでありまして、この前の前、私が大蔵委員会にいたときに物品税の廃止を主張したのですけれども、そのまゝになつております。おそらく主税局長もお子さんををお持ちのことと思ひますし、これは弱い者の持つて遊ぶものであるとか、あるいはかわい子子供の学用品などになりますので、考えますと弱い者と強い者のいわゆる差別待遇を、税の上でも現わしていただくと非常に困ると思ひます。そうして昨日の御説明の中に、二百七十億の物品税の確保というわく内で考えたので、順次にこれをはずして行つたのだというお説を聞きまして、こうしたお考えのもとにやりますと、これらの物品税はまず第一に排除していただかなければならない性質のものではないかと思ひます。ことにセルロイド製品の婦人のくしなどにも大分長くかかつているので、今年私は大蔵委員会のたつた一人の婦人でひどくいじめられていたのですけれども、御説明願ひます。

○林(百)委員 関連して……。この前の国会で平田さんがこう言つていたのです。物品税につきましては、先般も

申し上げましたように、もしも財政事情が相当許すようになりまして場合にはおきましては、税率をだん／＼低減して行くという方向に行くべきものじやなからうか。従ひましてその際におきましては、必需的な性質の多いものから除外して行くというの、考え方としては当然の行き方だといふのです。が、今度免税になつた事務用品の中には、自動車のときはうんと下つてゐる。それで今言つたように子供の必需品とか、そのほかわれ／＼の生活に必要なものは、下げたといへば免税になつておられないのです。たとへば紙にしろてもマツチにしてもいろ／＼なものがある。こういう点はあなたがこの前の国会で言われたのとよほど違ひる。あなたも家庭をお持ちになつてゐると思ひますが、やはり家庭に必要なものは免税して、大きな会社なんかで買うようなものは、これはむしろ税金をかけたつていいのです。家の苦勞は奥さんに聞いてみればよくわかる。

○平田政府委員 今松尾委員のお話のあつたのとまったく同じ考えを持つておるのをごさいます。今度はたとへば文房具などにおきまして、いろいろこま／＼した必需品のものははずす考えでございます。もつともそれは政令になつておりますので、大体の考えを申し上げてみたいと思ひます。万年筆はただいま三割ですが、これは全部除くのは少しやつてみることにしまして、とりあえず三割を一割に下げ

る。書類箱とか書類かご、あるいは筆立、筆、すずり、そういう種類のものは全部課税から除外する考えでございす。おもちゃにつきましては、これはいろいろ／＼ございすので、免税点を引上げて、できるだけ一般に使われるようなおもちゃは、課税から除外したいと考えております。これは税法の施行と同時にやる考えでございす。それからくしにつきましては課税から除外する考えでございす。

それから林委員のお話でございす。が、生活必需品については極力考えておるのでございまして、たとえば緑茶、かつおぶし、その他たくさんあります。が、いろ／＼な食料品、たとえばバター、ケチャップ、ソーセージ、びん、カン詰食料品、こういうものは原則としてできる限り課税から除外する。それからくし、はきもの、これはまつ先に除外いたします。こういうわけでは極力考えておるわけではございす。ただ事務用品を課税から除外することに御異論があるようでありまして、これは考え方によりまして、結局これに課税しますと会社のコストになる。こういう種類によつては、消費税の課税から行きますとやや本筋でないものがあります。税でとればとれぬことではないのをごさいます。そういうような会社企業につきましては、それぞれ法人税なりあるいは事業税等で課税した方がむしろいいのであつて、こういう消費税として課税するのはやや本筋ではないだらう、こういう節が考えられますので、大いに能率化といつたようなことを考えまして、計算機とかタイプライターという事務用品につきましては、課税から除外すること

にいたしましたのでございす。その点に關してだけ見解の差があるようではございますが、その他はおおむねあまり見解の差はないと思つております。

○松尾委員 万年筆その他今の局長がおつしやられたもののほかはだめなんですね。文房具それからおもちゃは全廃なんですか。

○平田政府委員 おもちゃにつきましては、いろ／＼値段によつてやはり相当現在として税金を拂つてもらつてもよいだらうといふことで、免税点を考えたと思つております。

それから文房具につきましては先ほど例示いたしました「硯、パレット、パレット・ナイフ、ペーパー・ナイフ、筆立、矢立、硯用蓋、墨置台、肉池、水入、ペン立、ペン皿」こういう類のものには課税から除外することにいたしましたと思ひます。

○田中(織)委員 ただいま松尾委員から御質問申し上げました交通費、それから国鉄の夜勤料等に対する課税の問題でございす。私きよう午前中に大阪国税局で今調査をやつておる問題であります。そのときにも私質問申し上げたのであります。今長官の御答弁の中に、大蔵省の方で見落しておつたという事件についても、これは所得があつたという事実がはつきりしていれば、税金を納めてもらわなければいかぬ。こういうことであります。従来所得税の確定申告にあつても、実際の徴税目標を確保するという見地から、相当税務署の方で指導をやつておると思ひます。またそうした指導によつて、税務署は、率直に申し上げますなら、その線まで来ない場合には更

正決定をやつておる。そういうものについて取立てて来たものを、あと別の調査方法によつて出て来たからと言つて、そいつをそっくり全部とつてしまふ。こういうことは全体の租税政策の見地から見ても、適当かどうかといふところの考慮が拂われなければならぬと思ひます。が、あくまでたゞ税務署の落度であつても、見落してあつても、それは納税者が責任を持たなければならぬ。こういうことがある。先ほど大蔵大臣が得々として自然増収の二百億三億を説明されておりましたけれども、反面においてこうした形において、ある意味から見れば税源を絶やすような、今年限りで所得が済んでしまふような徴税の仕方をやつておるといふことは——われ／＼は従来これはよいにせよと云われるかも知れませんが、けれども、国会の中に租税完納の推進本部もこしらえて、納税の完納のためにおられるのであります。が、そういう面から見て、もちろん率直に言うなら私は所得はあると思ひます。その所得を全部とにかくとつてしまふといふことでは、一体国民が納めておる税金は、国民全体のために支出する面において、その八〇％以上のものを一般国民に還元するやうな形において、やられておるかどうかといふ問題とも関連して来る問題だと思ひます。大きな租税政策の見地から、こうした問題については考慮して行かなければならぬ問題だと思ひます。が、長官としての政治的な見解を伺ひたい。

○高橋(衛)政府委員 午前中御質問があつたといふことを、先ほど平田局長からお伺ひいたしましたのであります。が、

今年度は、御承知の通り目標制度というものを全然廃止いたしました。もつぱら実際の所得の調査を徹底するという方法をやっております次第であります。実は百万円以上の所得のものにつきましては、各国税局に調査官を設けまして、その調査官が直接調査をする。しかもこの調査にあたりましては、税法に従つて正確に実態をつかむということで行つております。ただいま政治的な見地からというお話がありました。が、国税庁といたしましては、どこまでも税法に従つて、ほんとうに正確に税法の通り実行することが、われわれの責務であると考えておりますので、その方向で進んで行きたいと考えております。

○田中(總)委員 われ／＼税金問題で多くの人と接する場合によく聞かれます。税務署当局もよく言われることは、税法そのものの、税率その他の点において非常に欠陥があり、むりがあるということはみな認めておる。しかし税務署としては税法に規定した形においてやらなければならぬ、こういう建前から、文句があれば議会に言うて行け、こう言うのですから、税務署自身としても、また国税庁長官としても、現在のいろ／＼な租税の制度から見まして、相当過重な税金であるということは十分認められておることだと思つておる。そういうときに突如として実情に即したという形においてやられる。しかもそういうことになりますれば、私は何かなければならぬことになるのですが、たとえば国民所得というものは、かれこれ三兆近い数字を政府は出しておる。しかし課税対象となつておるのは、せい／＼二兆程

度のものだと私は思う。そういう面から見れば、三兆が課税対象になれば、二兆との差額は、共産党の諸君から言わせれば脱税になるのじやないか、こういうことで、これは徹底的に取立てなければならぬということも、今までよく言われた議論であります。そういう意味において、所得があるものは必ず所得税を拂わなければならぬというところは原則なんです。しかしそこに現われておる所得を全部にかく所得税としてとつてしまふことは、私は所得税の建前ではないと思つておるのですが、その点はいかがですか。

○高橋(衛)政府委員 税法の解釈にはある程度の巾があります。従いまして税法を正しく解釈するということについては、従来も努力して参りましたし、今後も努力して行きたいと思つておる。しかしながら税務官の裁量の余地のあるような税の決定をさせることは弊害のものであります。従つてどこまでも国税庁としては細目にわたる解釈のついた、しっかりとした税法のもとに、その税法の通り実行するという建前で進んで行きたいと考えております。

○田中(總)委員 私はその点につきましても、たとへば今朝午前中に私が具体的に指摘いたしました百万円以上の病院のことでありますが、そういう場合に、二十一年度の財産税の徴収のときには、改正したようなときには書き出さなくてもいいということでは税務署の方で指導された。ところが現に今度の百万円の調査にあつたつては、それが三分の一しか残つていないので、それを時価に換算して書き出した。そうしたところがそれは二十四年度の所得だ

として修正申告をさせようという。これは実際にやつておることなんだ。そういうことについて、二十一年度の財産税の徴収のときから、そういう解釈がさらに厳格になつた。しかも二十一年度の財産税徴収のときよりも、今の時価で計算するということになる。二十一年から現在までの物価の変動というふうなものがあつて、そういう問題をどうしようにとか考へられるか。これはもちろん、確かに第一線の税務官吏というものが、巾のある、人によつて違ふというふうな態度はいけないので、その点はわかりましたけれども、少くとも二十一年度から二十三年度、二十四年度にかけての物価の変動というふうなものは、これは少くとも常識人としては当然考へなければならぬ問題だと思つておる。従つてそういう点についても、私は当然考へるべきことにはないかと思つておる。これは車両関係の会社におきましても大きな問題になつておることは私も聞いておりますが、ことに国鉄にいたしましては一般公務員同様に、現在の給与ベースの改訂に対しまして、政治の面においては何かこれを解決する政治が行われていない。そういう面において、私は総額二億四に達するものを、今ここで国税庁が取上げるということは重大な問題だと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○高橋(衛)政府委員 ただいま御指摘のあるお医者さんについての調査の問題につきましては、ここに陳情書もいただいておりますので、具体的に調査をしてみたいと思つておる。もちろん確たる帳簿がなく、調査する方法がない場合におきましては、その人の一年間における財産の増減というものを、所得の推定の材料として調査するといふ場合はあり得ると思つておる。しかしながら、もちろん物価の変動によつて、たとえばその人の病院の建物も、財産税当時から見ると、同じ建物について、物価が上つたことによるところの増加額、これは所得には全然なりません。これは却つて、差益が出たときにおいて初めて所得になるのであります。従つてその調査の過程においていかなることが行われたかというところによつて、その是非の問題は決定いたさるべきものであらうと思つておる。なおただいま国鉄の問題について、二億四程度のものを当分控へたらどうかというお話がありました。が、控へるというところは、国税庁には限られた権限はないのであります。いやしくも所得を見ました以上は、それをどこまでも納めていただくということが、われわれの職務であると考えております。

○島村委員 本日はこの程度で散会せられんことを望みます。

○宮腰委員 これは共産党や社会党あたりから申し入れるところでしようが、それは国税庁の長官に対してお願いしたいのですが、査察官の待遇について、こういうような陳情書が参つております。国税査察官制度発足の際、査察官募集にあつて大蔵省は一般の税務職員より一階級優遇する旨を発表したにもかかわらず、現在に至るも全然実施されない。特に国税庁査察官の職階は別表の通りであります。これを国税庁税務署と比較すると、一階級低

いありさまであります。というふうな陳情書が参つておりますが、その事実がどうあるかどうか。

○高橋(衛)政府委員 国税査察官の仕事は非常に困難な仕事であり、また税務のうちでも最も人に知られる仕事であります。従いまして、その待遇につきましても何とかしてよくして行きたいと思つておる。たとえば役付の職員を多くするとか、その他の方法によつて、その実現を期して行きたいと思つておる次第であります。

○宮腰委員 その点は、この休会中に、税務署の査察だとか、国税庁の査察をして歩きたびに、査察官から言われたことでもありますから、ぜひ実現していただきたい。

○川野委員 先ほど島村君の散会の動議がありました。が、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

〔参 照〕
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕